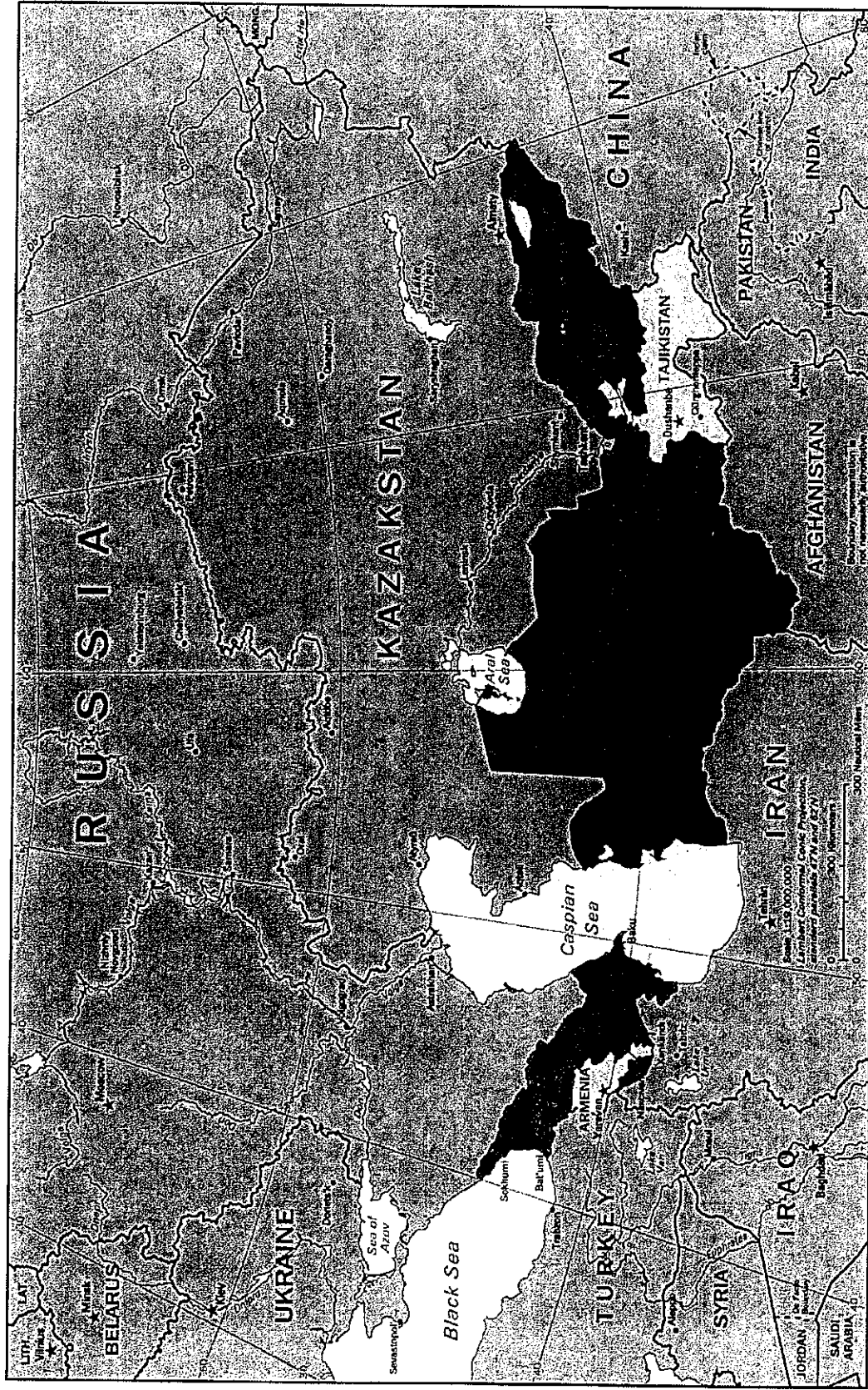


**中央アジア  
ビジネス振興  
プロジェクト形成調査報告書**

**平成18年12月  
(2006年)**

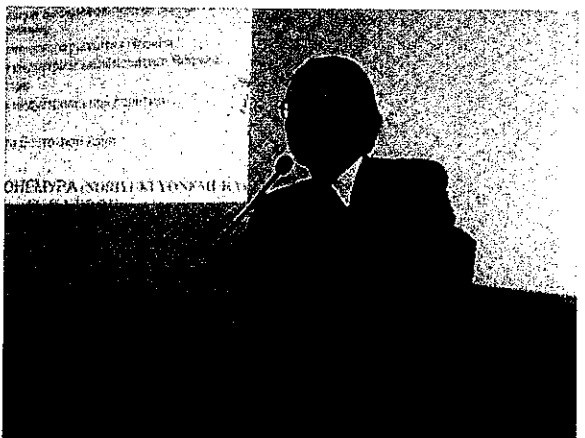
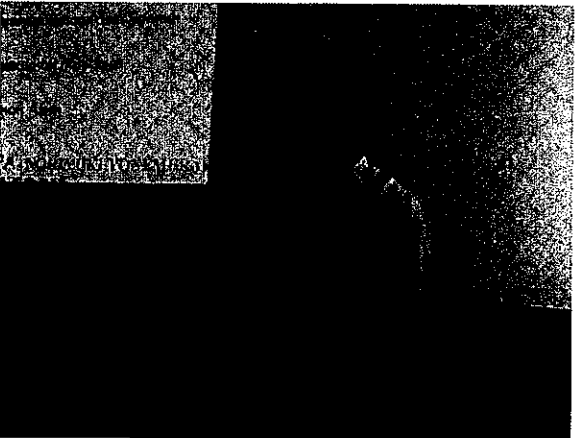
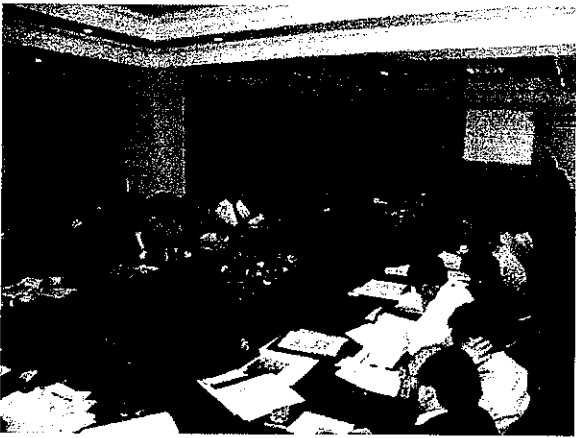
**独立行政法人国際協力機構  
アジア第二部**



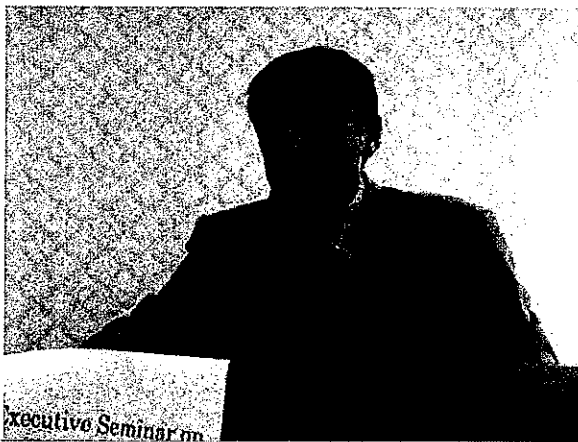
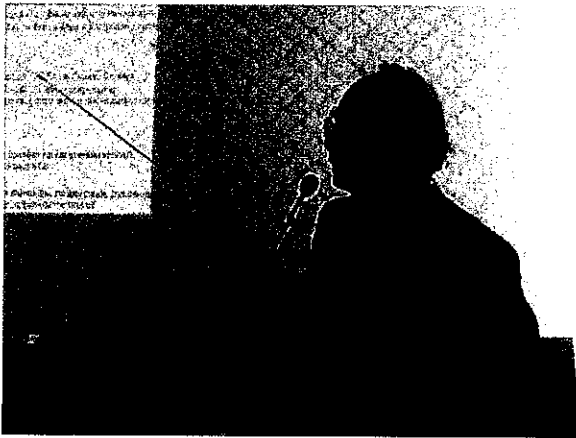
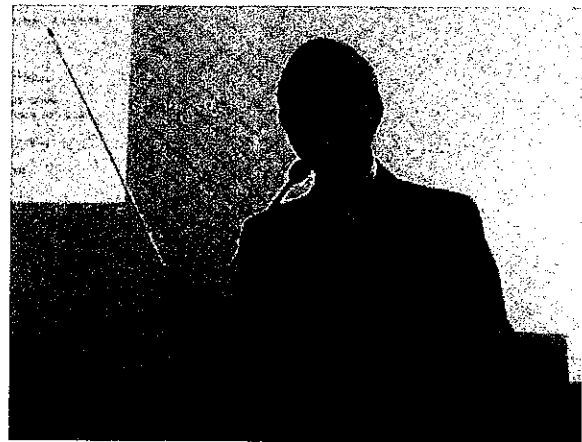
802410 (R00455) 8-95

The Caucasus and Central Asia

Executive SME Seminar in Tajikistan 21 September 2005







略 語 表

ABM	Agribusiness & Marketing Project	農業ビジネス・マーケティングプロジェクト
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ADF	Asian Development Fund	アジア開発基金
AMCHAM	American Chamber of Commerce	米国商工会議所
API	American Petroleum Institute	米国石油協会
ARD	Attribute Relationship Diagram	特質関係図
ASME	American Society of Mechanical Engineers	米国機械学会
BCC	Behavioral Change and Communication	行動変容のためのコミュニケーション
BOMCA	Border Management Programme for Central Asia	中央アジア国境マネージメントプログラム
CCI	Chamber of Commerce and Industry	商工会議所
CHICCI	Chichibu Chamber of Commerce and Industry	秩父商工会議所
CIS	Commonwealth of Independent States	独立国家共同体
COMECON	Council for Mutual Economic Assistance	経済相互援助会議、コメコン
C/P	Counterpart	カウンターパート
DB	Data Base	データベース
DfID	Department for International Development	国際開発省
DIF	Direct Investment Facility	直接投資促進
EBRD	European Bank for Reconstruction and Development	欧州復興開発銀行
EBRD-BAS	EBRD-Business Advisory Services	
EBRD-TAM	EBRD-Turn Around Management	
ECO	Economic Cooperation Organization	経済協力組織
EIF	European Investment Fund	欧州投資基金
EU	European Union	欧州連合
EU/TACIS	European Union Technical Assistance to the Commonwealth of Independent States	独立国家共同体に対する欧州連合技術支援
EUROBAK	European Business Association of Kazakhstan	ヨーロッパ・ビジネス・カザフスタン連合
FAO	Food and Agriculture Organization	食糧農業機関
FDI	Foreign Direct Investment	海外直接投資
FEZ	Free Economy Zaminud	ザミンウド自由経済地域

FIC	Foreign Investment Council	対外投資会社
FINCA	Foundation for International Community Assistance	国際コミュニティー支援財団
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (独)	ドイツ国際技術協力公社
HACCP	Hazard Analysis Critical Control Point	危害分析重要管理点
IBC	International Bioethics Committee	国際的生命倫理委員会
ICT	International and Communication Technology	情報／通信技術
IDA	International Development Association	国際開発協会
IDB	Islamic Development Bank	イスラム開発銀行
IFC	International Financial Corporation	国際金融公社
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IMO	International Migration Organization	国際海事機関
IOM	International Organization for Migration	国際移住機構
IPA	Investment Promotion Agency	投資促進機関
IRT	Investment Round Table	投資円卓会議
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
ITC	Information Technology Coordinator	ITコーディネーター
ITIC	The Foundation for International Trade and Industrial Co-operation	財団法人貿易・産業協力振興財団
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
KAFC	Kyrgyz farm credit government finance company	キルギス農業金融公庫
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau (独)	ドイツ復興金融公庫
KICB	Kyrgyz Investment and Credit Bank	キルギス投資信用銀行
KIMEP	Kazakhstan Institute of Management Economics and Strategic Research	カザフスタン商業大学
MBA	Master of Business Administration	経営学修士号
MEDIT	Economic development/the Ministry of Industry and Trade	経済発展・産業貿易省
MSEFF	Micro and Small Enterprise Finance Facility	マイクロファイナンス
NBOS	Network Based Open Services	NBOS方式
NBU	Uzbekistan National Bank	ウズベキスタン国立銀行

NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NSC	National Statistics Committee	国家統計委員会
NSIFT	National Social Investment Fund	国家社会投資基金
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OSCE	Organization for Security and Co-operation in Europe	欧州安全保障・協力機構
OSI	Open Systems Interconnectian	開放型システム間相互接続
PHARE	Poland and Hungary Assistance for Economic Restructuring Program	ポーランド・ハンガリー経済復興計画
PREX	Pacific Resource Exchange Center	財団法人太平洋人材交流センター
QCD	Quality/Cost/Delivery	品質／コスト／納期
RTFP	Regional Trade Facilitation Programme	域内貿易促進プログラム
SECO	State Secretariat for Economic Affairs of Switzerland	スイス経済省経済事務局
SEZ	Special Economic Zones	経済特区
SME(s)	Small and Medium Enterprise(s)	中小企業
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生植物検疫措置
TACIS	European Union Technical Assistance for CIS	欧州連合独立国家共同体技術支援
TBT	Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害に関する協定
TEP	Trade Facilitation Programme	貿易促進プログラム
TRACECA	Trade Facilitation and Institution Support under Transport Corridor Europe-Caucasus-Asia	欧州－コーカサス－アジア輸送回廊の貿易促進・制度支援
TRIPS	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	貿易関連知的所有権
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
USAID-EDP	USAID-Enterprise Development Project	USAID－企業開発プロジェクト
USAID-TFI	USAID-Trade Facilitation and Investment Activity	USAID－貿易促進・投資活動
VAT	Value-Added Tax	付加価値税
VC	Venture Capital	ベンチャーキャピタル
WB	World Bank	世界銀行
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関



# 目 次

地 図  
写 真  
略語表

第1章 調査の概要	1
1-1 調査団派遣の背景・経緯	1
1-2 目 的	1
1-3 調査内容及び留意事項	1
1-4 調査方針	2
1-5 調査団の構成	3
1-6 調査日程	3
第2章 中央アジア4か国の経済動向及びビジネス環境の現状	5
2-1 一般概況	5
2-2 カザフスタン	8
2-2-1 経済・民間セクターの現状と課題	8
2-2-2 ビジネス環境の現状と課題	9
2-2-3 我が国の支援の方向性に対する提言	21
2-3 キルギス共和国	21
2-3-1 経済・民間セクターの現状と課題	21
2-3-2 ビジネス環境の現状と課題	21
2-3-3 我が国の支援の方向性に対する提言	32
2-4 ウズベキスタン	32
2-4-1 経済・民間セクターの現状と課題	32
2-4-2 ビジネス環境の現状と課題	33
2-4-3 我が国の支援の方向性に対する提言	43
2-5 タジキスタン	43
2-5-1 経済・民間セクターの現状と課題	43
2-5-2 ビジネス環境の現状と課題	44
2-5-3 我が国の支援の方向性に対する提言	55
第3章 ビジネス振興分野の援助動向	56
3-1 他ドナーの協力実績及び援助動向	56
3-1-1 ADB	56
3-1-2 EBRD	58
3-1-3 WB	59
3-1-4 EU/TACIS	61
3-1-5 UNDP	64

3-1-6	USAID	65
3-2	我が国の援助基本方針とODA実績	67
第4章	現地中小企業支援セミナー	70
4-1	セミナーの概要	70
4-1-1	開催の経緯	70
4-1-2	開催の目的	70
4-1-3	講師の構成と日程	70
4-2	セミナー内容	75
4-2-1	講師報告・提言	76
4-2-2	課題と提言	105
第5章	ビジネス環境を促進するための提言	106
5-1	団長所感（協力のあり方及び方向性）	106
5-1-1	カザフスタン	106
5-1-2	タジキスタン	107
5-2	協力案	110
5-2-1	カザフスタン	110
5-2-2	キルギス共和国	110
5-2-3	ウズベキスタン	111
5-2-4	タジキスタン	111
5-2-5	域内協力案	111
5-3	協力上の留意点	111
付属資料		
1.	主要面談者リスト	115
2.	調査員所感・議事録	123
3.	収集・参考資料リスト	249
別冊1		
Country Market Review		
別冊2		
中小企業支援セミナー発表資料（英語・ロシア語）		

## 第1章 調査の概要

### 1-1 調査団派遣の背景・経緯

中央アジア諸国は、独立当初から、政治的・経済的困難に直面しながらも民主化・市場経済化を推進してきたが、独立後14年を経過した現在、政治・経済両面における多様化が進行しており、特に経済面ではエネルギー資源の有無により経済格差が増大する傾向にある。

ビジネス環境面では、昨今ビジネス環境改善の著しいキルギス共和国、カザフスタン共和国（以下、「カザフスタン」と記す）と、停滞しているウズベキスタン共和国（以下、「ウズベキスタン」と記す）の2グループに分かれる。前者のうち、キルギス共和国は既にWTOに加盟しており、最近になって外国投資（特にロシア、カザフスタン）が好調である。カザフスタンはWTO加盟交渉も大詰めを迎えており、加盟までに国内産業、特に中小企業をどう振興するかという課題に直面しており、政府次官レベルのミッションを二度日本に派遣するなど、我が国の経験を知りたいというニーズが高い。後者のウズベキスタンについては、過去様々な貿易制限を実施してきたが、2005年1月の大統領議会演説において中小企業振興、ビジネス環境整備が強調された。また、WTO加盟の促進を希望しており、ビジネス環境整備の必要性がより一層認識されつつある。また、タジキスタン共和国（以下、「タジキスタン」と記す）は現在復興ブームであり、政府の規制が弱いことから、ビジネス環境は比較的自由度が高いといえる。資金面では出稼ぎ労働者による海外からの送金が相当程度貢献している。

このように、ビジネス環境の観点では多様化が進んでいる中央アジア各国であるが、2004年8月に川口大臣（当時）が中央アジアを訪問し、中央アジア各国との二国間関係を引き続き増進し、緊密化する努力を一層強化すること、また、中央アジア諸国の更なる発展のために地域内協力を促進することの二本柱が表明された。したがって、地域全体との対話を進めることを目的として立ち上げられた「中央アジア+日本」で提唱された、域内協力促進の一環としてのビジネス振興のためには、以下のような分野で共通のビジネスインフラを整備し、人・モノ・資金が自由に移動できる環境を整えていくことが重要である。

①中小企業振興政策（政策・制度支援）、②ビジネス環境整備（制度支援）、③投資促進（投資環境改善）、④貿易促進（制度支援）、⑤通関簡素化（制度支援、人材育成）。

### 1-2 目的

本調査は、上述諸分野における各国の現状について情報を収集・整理・分析し、中央アジア域内を共通のビジネス環境に近づけることを念頭に、自由で公正なビジネス活動を活発化させるための方策案を提言し、日本側への要請検討を中央アジア諸国に期待するものである。

### 1-3 調査内容及び留意事項

(1) 以下の諸分野における現状について情報を収集・整理・分析する。

- 1) 中小企業振興政策：基本法・法体系、政府組織（政策機関、実施機関）、制度の運用状況
- 2) ビジネス環境：産業政策（開発計画における位置づけ）、起業、金融、税制
- 3) 貿易・投資環境：為替制度、貿易保険制度、貿易・投資促進機関、外資優遇措置

(2) (1)の調査結果に基づき、ビジネス活動を阻害している要因について分析する。

- (3) 中央アジア域内を共通のビジネス環境に近づけることを念頭に、自由で公正なビジネス活動を活発化させるための方策案（プロジェクト案）を、可能であれば複数作成し、優先順位を付したうえで提言する。
- (4) 実施にあたっては、以下の諸点に留意する。
- 1) 上述の背景で既述した中小企業人材育成の分野については、既に日本センターにおいてビジネスコースを実施しているため今回は主たる調査対象とはしないが、調査の結果人材育成分野での問題点がある場合は日本センター側に提言する。
  - 2) 当該分野で蓄積のある日本センターの知見を最大限活用するとともに、効果的に連携できる案件を形成するよう留意する。
  - 3) 本調査は「中央アジア+日本」での域内協力促進の対象分野であることに鑑み、域内での協力促進に寄与する仕組み（共同セミナーなど）を案件に埋め込むよう留意する。
  - 4) 2005年9月に「市場経済化知的支援グループ」による中小企業振興をテーマとした現地セミナーをウズベキスタン、キルギス共和国、カザフスタンの各日本センターで実施予定。その際に別途調査対象国の政府、企業を集めたセミナーにて、今回の調査結果を発表する（または個別に政府側と協議する）ことも検討する。

#### 1-4 調査方針

- (1) 各国におけるビジネス振興に係る課題を整理する。上記「1-3」(1)の分野、小分野について政府がとっている政策・制度を調査するとともに、同じ項目について企業側からみた問題点を要約し、インベントリーを作成する。また、同項目についてドナーの援助を調査する。事前国内作業、ローカルコンサルタントによる現地事前調査等を通じ、基礎情報を可能な限り収集する。
- (2) インベントリーに基づき、各国の問題点を絞り込み、現地では政府側（政策立案者、政策実施者）のインタビュー及び企業側のインタビューを通じ、それぞれ政策・制度上の問題点、制度の運用面の問題点、及び両者のギャップを把握する。関係機関としては、政府系機関、民間企業振興組織・団体、民間企業、日本センター、日本人商工会、米商工会議所等外資系企業団体、ドナー〔欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development : EBRD）、国際金融公社（Informational Financial Corporation : IFC）、米国国際開発庁（United States Agency for International Development : USAID）等〕が考えられる。
- (3) 各国の問題点解決のための方策としてプロジェクト案を可能な限り複数作成し、優先順位を付す。ただし、すべての団員が全対象国を訪問するわけではないので、必要に応じて帰国後に会合をもち、意見調整を行う。

#### 1-5 調査団の構成

担 当	氏 名	所 属
団 長	新納 宏	JICAアジア第二部中央アジア・コーカサスチーム
中小企業振興	和田 正武	帝京大学
貿易自由化	濱田 太郎	総合研究開発機構 (NIRA)
投資促進政策	森 真一	IMGコンサルタント
ビジネス環境整備	岩瀬 信久	IMGコンサルタント
日露通訳	小林 淳子	日本国際協力センター (JICE)

#### 1-6 調査日程

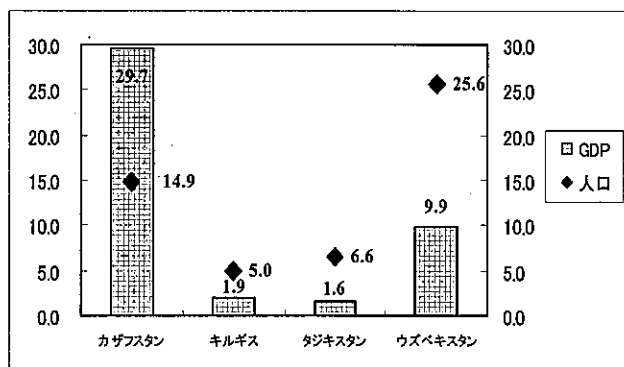
次頁のとおり。

日付	曜日	岩瀬/森	小林	新納/和田	濱田
1	7/22 金	10:15 成田 (HY 528) → タシケント (17:15)	10:15 成田 (HY 528) → タシケント (17:15)		
2	7/23 土				
3	7/24 日	16:10 タシケント (HY761) → アルマティ (18:50)	同左		
4	7/25 月	現地コンサルタントとの打合せ	同左		
5	7/26 火	AM WB、USAID地味事務所 PM 日本センター	同左		
6	7/27 水	KazInvest Fundほか、起業家協会等 American Chamber of Commerce	同左		
7	7/28 木	AM 現地企業訪問	同左		
8	7/29 金				
9	7/30 土	アルマティ → ビシユケク (陸路移動)			
10	7/31 日				
11	8/1 月	在キルギス日本大使館表敬			14:15 成田 (JL441) → モスクワ (19:06) 22:06 モスクワ (SUI79) → → ビシユケク
12	8/2 火	日本センター・ITセンター訪問	同左		4:10 同左 同左
13	8/3 水	経済発展・産業貿易省、地方開発省 State Committee for Management of State Properties	同左		同左
14	8/4 木	State Agency for Science and Intellectual Properties	同左		同左
15	8/5 金	現地企業訪問	同左		同左
16	8/6 土	13:00 ビシユケク (KH635) → ドウシヤンペ (13:45) 若藤企画調査員との打合せ ローカルコンサルタントとの打合せ	13:00 ビシユケク (KH635) → ドウシヤンペ (13:45) 同左	12:00 成田 (SU582) → モスクワ SVOR (17:25)	13:00 ビシユケク (KH635) → ドウシヤンペ (13:45)
17	8/7 日	現地企業訪問	同左	ビジネス状況調査 13:35 モスクワ DVO (TD632) → ドウシヤンペ (18:35)	同左
18	8/8 月	AM 在タジキスタン日本大使館表敬 PM EBRD、IFC、USAID	同左	同左	同左
19	8/9 火	経済貿易省、歳入税務省 大統領府経済局、独占禁止・起業庁			
20	8/10 水	タジキスタン商工会議所 タジキスタン起業家協会			
21	8/11 木	アガ・カーン開発ネットワーク First Micro Finance Bank			
22	8/12 金	現地企業訪問			
23	8/13 土	現地企業訪問			
24	8/14 日	AM ドウシヤンペ → ホジェンド (空路) PM ホジェンド → タシケント (陸路)	8:45 ドウシヤンペ (TD4740) → アルマティ	同左	同左
25	8/15 月	在ウズベキスタン日本大使館表敬・JICAウズベキスタン事務所との打合せ EBRD、WB (IFC)、USAID	18:55 アルマティ (4L 855) → アスタナ (20:40)	同左	5:05 アルマティ (4L 909) → ソウル (13:40) 17:00 ソウル (OZ 106) → 成田 (19:30)
26	8/16 火	ローカルコンサルタントとの打合せ 日本センター訪問	AM 在ウズベキスタン日本大使館表敬・飯田博 PM 産業貿易省、自然独占禁止庁 法務省等 (簡通省庁)	同左	
27	8/17 水	対経庁、State Property Committee UZStandard、法務省		同左	
28	8/18 木	在留邦人企業との面談 現地企業訪問	カザフスタン商工会議所、Congress of Kazakh Entrepreneurs	同左	
29	8/19 金	ウズベキスタン商工会議所等 → 仁川 (8:50)	19:25 アスタナ (4L941) → フランクフルト (21:35)	同左	
30	8/20 土	10:00 仁川 (OZ102) → 成田 (12:10)	20:45 フランクフルト (NH 210)	同左	
31	8/21 日		→ 成田 (14:50)	同左	

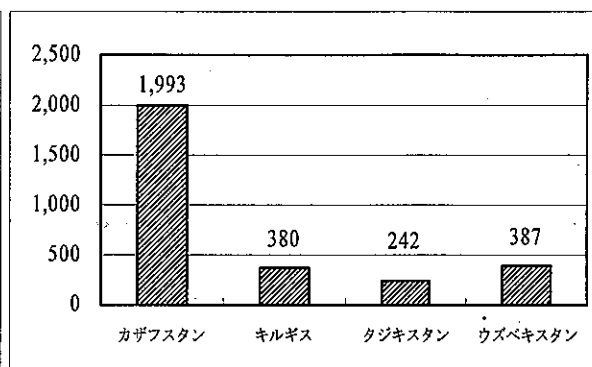
## 第2章 中央アジア4か国の経済動向及びビジネス環境の現状

### 2-1 一般概況

中央アジア4か国の経済規模は、カザフスタンが圧倒的に大きく（GDP約300億USドル）、ウズベキスタンがその3分の1程度で（約100億USドル）、キルギス共和国及びタジキスタンはその5分の1程度となっている。一方、人口はウズベキスタンが最も大きく（約2600万人）、カザフスタンはその60%程度となっており（約1500万人）、タジキスタン及びキルギス共和国はそれぞれ約660万人、約500万人と小さい。一人当たりGDPはカザフスタンが圧倒的に大きく（約2,000USドル）、キルギス共和国とウズベキスタンは同程度（約400USドル）となっており、タジキスタンが最小（約250USドル）となっている。以下に、2003年の4か国のGDP及び人口、並びに一人当たりGDPを示す。



出所：International Monetary Fund (IMF)

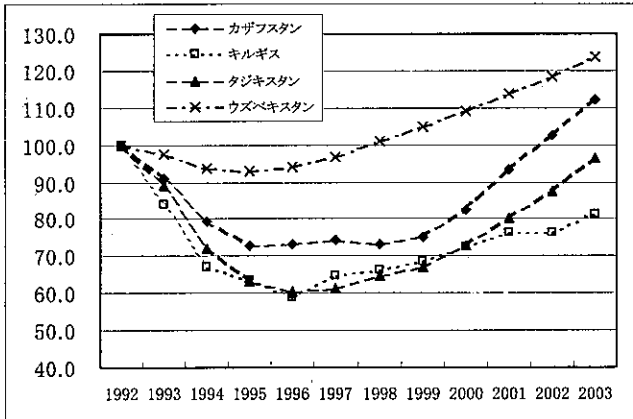


出所：IMF

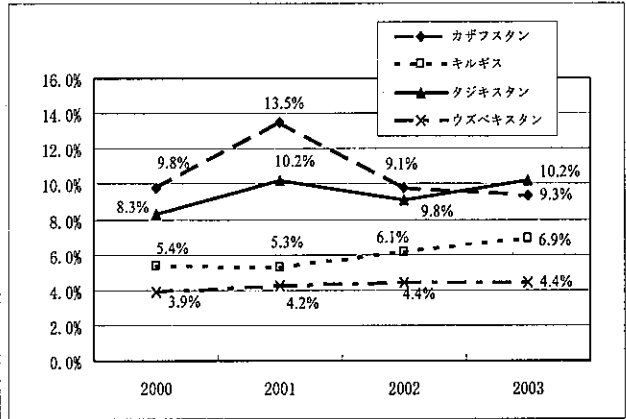
図2-1 中央アジア4か国：人口（百万人）及びGDP（10億USドル）（2003年）

図2-2 中央アジア4か国：一人当たりGDP（USドル）（2003年）

中央アジア4か国では、1990年代初頭から旧ソ連経済の崩壊の影響により生産が落ち込んだが、ウズベキスタンは旧ソ連体制への依存度が比較的低かったことから、他の三国に比較して落ち込みの度合いは低かったものの、漸進的改革に加えて大統領の独裁体制の弊害が高じて、2000年代に至ってもビジネス環境が改善しないことから、低成長が継続している。一方、旧ソ連との分業体制が一旦断ち切れたカザフスタンは急激な落ち込みを経験したのち、新たな石油資源を背景に1990年代末から急速な成長を開始している。経済規模が小さく基幹産業をもたないタジキスタン及びキルギス共和国においても、1990年代の落ち込みが激しかったが、海外移住者による送金や水力発電収入などにあと押しされた需要の拡大により、2000年以降タジキスタンは毎年8%以上、キルギス共和国は毎年5～6%の実質成長を遂げている。以下に、中央アジア4か国の1992年から2003年の実質GDPの変化及び、2000年から2003年の実質GDP成長率を示す。



出所：IMFの資料を加工

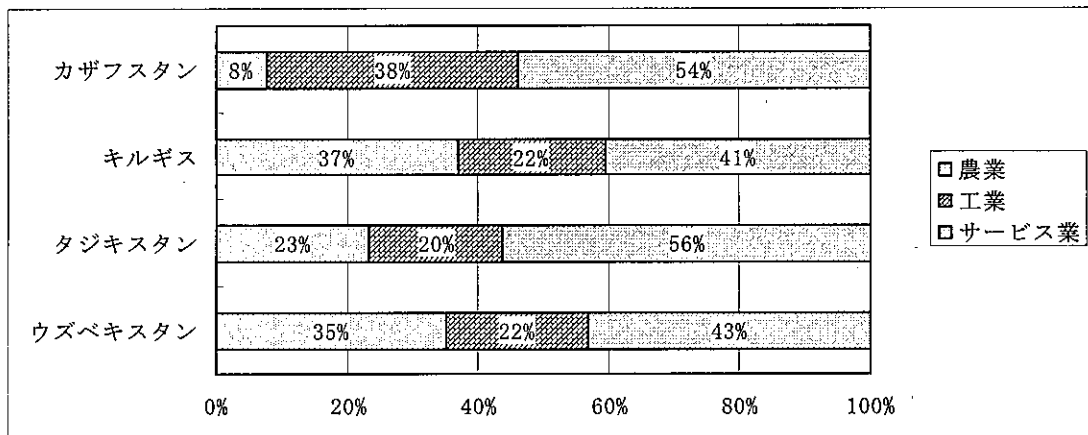


出所：IMF

図2-3 中央アジア4か国：1992～2003年の実質GDPの変化 (1992年を100とする)

図2-4 中央アジア4か国：2000～2003年の実質GDP成長率

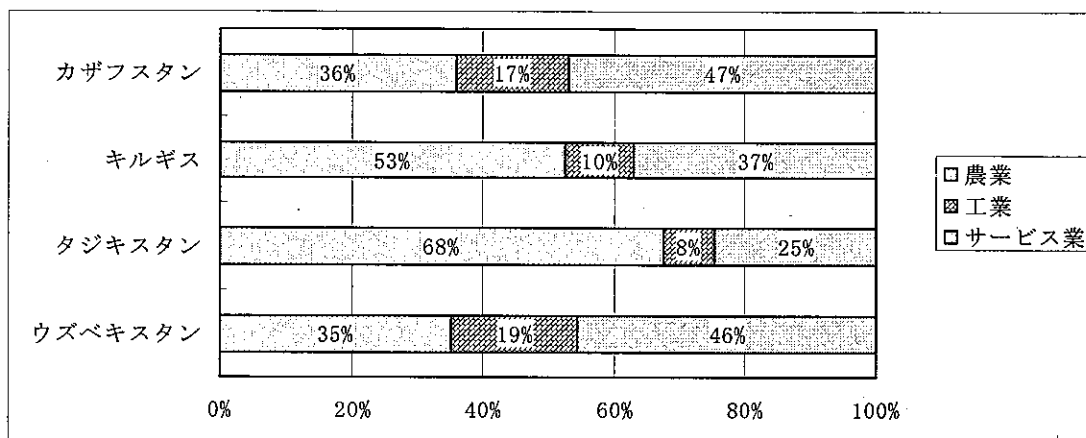
産業構造に関しては、カザフスタンを除く3か国では、貿易を中心とした第三次産業、並びに農業への依存度が高いという共通点がある。特に、ウズベキスタン及びキルギス共和国では綿花生産が盛んである。一方、産業別就業者比率を見ると、タジキスタン及びキルギス共和国における農業従事者がそれぞれ労働人口の50%を超えており、同比率はカザフスタンもウズベキスタンに並んで35%程度と、これらの国における農業の重要性が明らかとなっている。以下に、中央アジア4か国の産業別GDP及び産業別就業人口を示す。



出所：IMF

図2-5 中央アジア4か国：産業別GDP比率 (2003年)

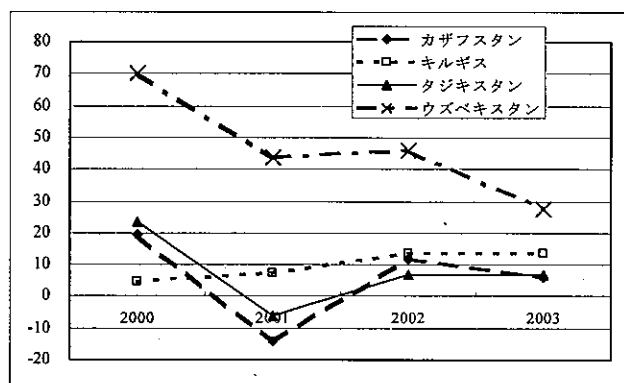




出所：IMF

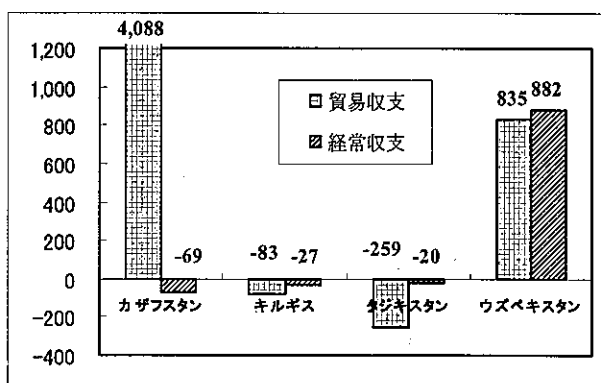
図 2-6 中央アジア 4 国：産業別就業者比率（2003年、ただしウズベキスタンは1999年）

マクロ経済管理に関しては、ウズベキスタンは2000年代初頭までは年率70%の高いインフレ下にあったが、IMFの勧告による金融政策の引き締めにより、2003年には年率15%程度まで低下した。他の3か国のインフレ率は、2001年以降は概ね14%以下の低い水準にある。対外収支に関しては、カザフスタンは石油・ガス収入、ウズベキスタンは綿花及び金の収入により、高い貿易黒字となっており、一方これだけの規模の一次産品輸出品目をもたないキルギス共和国及びタジキスタンの貿易収支は赤字である（キルギス共和国は金、タジキスタンはアルミニウムに輸出の多くを依存している）。なお、経常収支に関しては、外国資本に頼るカザフスタンはサービス及び資本収支が大きく赤字となっていることから最終的な経常収支は赤字であり、キルギス共和国及びタジキスタンの経常収支は送金収入により赤字幅が比較的小さくなっている。以下に、中央アジア4か国の2000年から2003年の生産者価格の推移、2003年の貿易収支及び経常収支、及び2003年の主要な輸出品目及びそのシェアを示す。



出所：IMFの資料を加工

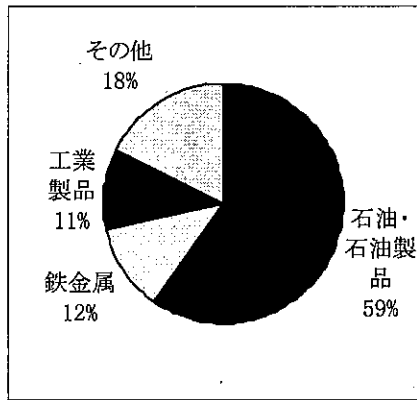
図 2-7 中央アジア 4 国：2000～2003年の生産者価格の推移（年末値、前年比%）



出所：IMF

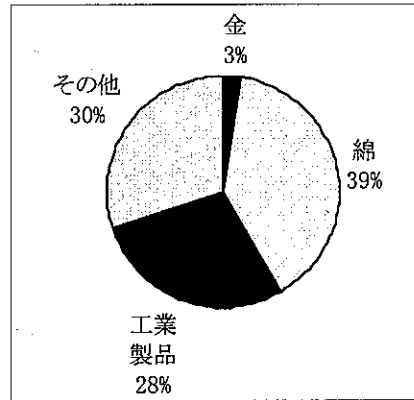
図 2-8 中央アジア 4 国：2003年の貿易収支及び経常収支（百万USドル）

カザフスタン (2003年)  
(総額13,233百万USドル)



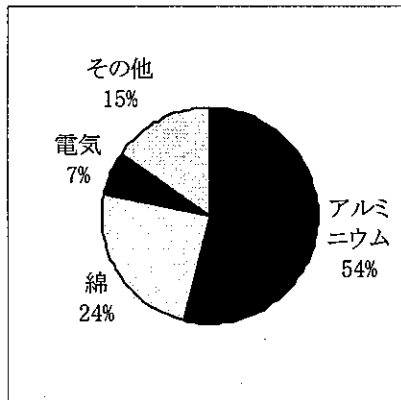
出所：世界銀行 (World Bank : WB)

キルギス共和国 (2004年)  
(総額733百万USドル)



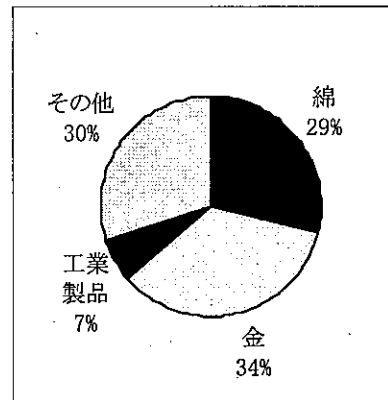
出所：WB

タジキスタン (2003年)  
(総額799百万USドル)



出所：IMF

ウズベキスタン (2003年)  
(総額3,065百万USドル)



出所：WB

図 2-9 中央アジア 4 国：主要な輸出品目

中央アジア 4 国における海外直接投資に関しては、大規模石油開発が進められているカザフスタンを除けば、これまでのところ目立った直接投資は行われていない。以下に、海外直接投資の年平均流入額及び累積額を示す。

表 2-1 中央アジア 4 国：海外直接投資の流入額 (百万USドル)

	年間平均FDI流入額	FDI累積額
カザフスタン	1,227 (1999~2002年)	15,354 (2002年まで)
キルギス共和国	13 (1999~2002年)	415 (2002年まで)
タジキスタン	17 (2000~2003年)	223 (2003年まで)
ウズベキスタン	73 (2000~2003年)	917 (2003年まで)

出所：UNCTAD

## 2-2 カザフスタン

### 2-2-1 経済・民間セクターの現状と課題

カザフスタンは人口1500万の、中央アジア 4 国で最も豊かな国である。石油・ガス及びそ

の他の鉱業セクターは、GDPの30%、鉱工業生産の80%、輸出の80%以上を占めているが、その他ポテンシャルのある産業としては、農業、化学産業及び軽工業である。1991年のソ連解体による独立後、経済の自由化路線をとり、石油などの工業部門を中心に外資を大幅に導入した結果、1990年代末から石油の増産、輸出増により高い経済成長が達成されてきた。一人当たりGDPは、1999年の1,100 USドルから2004年の2,700 USドル（推計）に上昇し、さらに2007年には4,200 USドルに上昇することが予測されており<sup>1</sup>、これはベネズエラが1973年（1,700 USドル）から1981年（5,000 USドル）に経験した所得増加ときわめて似ている。しかしながら、こうした石油一辺倒の所得拡大は、いわゆるDutch Disease（経済の過熱化、為替の上昇による非石油セクターの国際競争力の低下、財政支出の拡大等）を引き起こす可能性が高く、かつ、石油価格の上下に経済活動が著しく影響されることとなる。実際に、ソ連時代にはある程度存在した機械産業は事実上壊滅状態にあり、農業も不振に陥っている。したがって、非石油セクターを育成することによって経済の多様化を進めることが急務となっている。

産業の多様化の方策の一つに石油関連の裾野産業の育成があげられるが、その制約要因として以下のものがあげられる。

- ・国際的石油会社は、質・量・価格・納期の面から、また総合的なビジネスリスクを避けるためにも、国際的な供給業者を通常好む傾向がある（したがって、こうした供給業者に対して供給する企業を育成するのが得策である）。
- ・国際的石油会社は、国内の供給業者に関する情報をもっておらず、一方、供給業者も国際的石油会社がどのような製品やサービスを求めているかわかっていない。
- ・国際的石油会社は、品質、安全、保険等の面から、国際標準化機構（International Organization for Standardization : ISO）、米国石油協会（American Petroleum Institute : API）、米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers : ASME）といった国際基準を満たしていない企業とは取引をしない傾向がある。
- ・国際的石油会社は、リスクを回避するために、環境・安全基準を満たす供給業者とのみ取引する傾向がある。

## 2-2-2 ビジネス環境の現状と課題

カザフスタンのビジネス環境全般については、表2-2のとおりであるが、主要なポイントは以下のとおりである。

- ・カザフスタンにおける企業組合活動は組織的かつ活発であり、租税・関税法の改善、税務調査・罰金制度の改善、ライセンス数の削減等について、国際ドナー及び政府とのラウンドテーブルを通じて提言を行っており、自らの働きかけによって国家の法制度を改善しているという意識が高い。
- ・しかしながら、徴税システムや検査やライセンスの項目が多く複雑であり、中小企業にとっては義務の履行がいまだ大きな負担となっていることから、小規模な汚職が頻発しており、政府・民間の活動双方に透明性がない。したがって、中小企業への優遇税制も効果が薄く、

<sup>1</sup> Republic of Kazakhstan, Getting Competitive, Staying Competitive: The Challenge of Managing Kazakhstan's Oil Boom, World Bank, March 2005.

企業側からは高く評価はされていない。

- ・外資系石油関連企業は、カザフスタン進出への条件として国内調達率を上げることが義務化されており、国内調達が可能な製品の発掘を行っていることから、品質管理を向上させてISO9001を取得する国内企業が急激に増加している〔USAID-企業開発プロジェクト（Enterprise Development Project：EDP）は品質管理センターを発足させて、この動きを支援している〕。
- ・貿易の促進・自由化や、関税手続きの簡素化については、USAID-貿易促進・投資活動（Trade Facilitation and Investment Activity：TEI）が幅広い支援活動を行って一定の成果をあげているが、国内製品の輸出手続や海外での支店展開、輸出代金の送金等の業務にはいまだ多くの障壁があり、輸出産業振興に対する大きな障害となっている。
- ・銀行による貸出金利はいまだ高く、融資の申し込みに必要な書類が多いことから、中小企業が資金を借りるのは容易でない。しかしながら、商業銀行はEBRDをはじめとするドナーの資金を得てマイクロクレジットを行った経験が蓄積されたことから、商業銀行側に中小企業向け金融商品を開発し、融資を拡大する動きが強まっている。
- ・政府による革新工業開発戦略2003～2005の一貫として設立された投資基金（ベンチャー基金）は民間企業への出資を積極的に行っているが、出資先は中規模以上の企業に限られている。
- ・政府出資による小企業家開発基金は、支店網を利用して中小企業向けの制度融資（低金利、長期）を行っており、今後も増資を行う予定である。
- ・産業貿易省は、産業の多様化をめざしてクラスターアプローチによる産業育成策を検討中であるが、特段の具体策はとられていない。

表 2-2 カザフスタンのビジネス環境マトリクス

ビジネス環境	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
貿易自由化、貿易促進、税関・関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年大統領令 “Innovative industrial development STRATEGY of the Republic of Kazakhstan for 2003-2015”</li> <li>輸出割当制度の廃止、ライセンス取得が必須な製品のリスト縮小、小麦・石油・天然ガス・非鉄金属を除く全品目の輸出税の廃止、経済特区の開設等の自由化を進めている。また、国産品と輸入品に対して平等の条件で物産税を課すプロセスを開始し、輸出入ライセンス発給手続きを簡素化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カザフスタンの商品やサービスの貿易に関するあらゆる障壁を排除して、国内に健全な競争を導入することを目的とする。その方法としては、石油収入を生産の流れ (value-added chain) を強化する目的に使うこと、またR&amp;Dによって新しい生産体系を生み出すことによって、達成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウズベキスタンにおいて頻繁に起こる国境閉鎖措置は貿易を阻害している。</li> <li>関税及びビザ措置は企業家や外国の投資家の時間・費用を浪費している。</li> <li>政府と民間セクターとのコミュニケーションが弱い。規則の変化、必要書類の透明性の欠如、貿易相手国との標準化の欠如により、円滑な貿易が著しく困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDのTFIを通じて、中央アジア4か国において通関書類に関するマトリクス (Trade Requirements Matrix) の整備を行っている。最初のステップとして、カザフスタンの輸出入に関する通関書類の整理から始めており、ウェブサイトにのリンクも実行している。また、25の企業団体を支援して、貿易・投資への制約を取り除く努力を行っている。</li> <li>ユーラシア財団が北部カザフスタンとロシアとの国境貿易の促進を行っている。</li> <li>米商工会議所 (American Chamber of Commerce : AMCHAM)、ヨーロッパ・ビジネス・カザフスタン連合 (European Business Association of Kazakhstan : EUROBAK)、財団法人 貿易・産業協力振興財団 (The Foundation for International Trade and Industrial Co-operation : IITC) 等は、新しい関税法に対して働きかけを行っている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>カザフスタン及びキルギス共和国の間に、国境委員会 (Cross-border councils) が設立され、通関の実務に関する問題が地方レベルにおいて解決されている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業 (Small and Medium Enterprise : SME) は通関に関する情報を容易に得ることができないことから、書類をそろえることができず、キルギス共和国・カザフスタン間において税関を通すために汚職を生み出す結果となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDのTFIを通じた支援の継続。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合的トランジット書類及びデポジットシステムがロシア、カザフスタン、キルギス共和国、タジキスタンの税関で認可された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品通過にかかるコスト低下と手続きの簡素化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合的トランジット書類及びデポジットシステムは至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAID-TFIの支援の継続。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税の商品分類の国際基準への協調に取り組みしており、ユーラシア経済委員会の決まりに準拠している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>USAID-TFIは関税手続きの簡素化及び情報提供への支援も行っている。</li> </ul>

ビジネス環境	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キルギス共和国・カザフスタン間の税関の協力が進んでいる。</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題は、</p>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p>
世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO)加盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WTOと整合した関税評価及びHarmonized System of Tariff Nomenclatureを含んだ新関税法が2003年6月に導入された。</li> <li>・ WTO加入プロセスが1996年より開始されている。“Innovative industrial development STRATEGY of the Republic of Kazakhstan for 2003-2015”</li> <li>・ WTO加盟のための雇用者連盟、知的所有権に係るワークショップ、民間企業へのWTO加盟の便益についての啓蒙などが行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カザフスタンからの輸出の制限撤廃。</li> <li>・ 国際貿易の規則・原則の導入。</li> <li>・ ユーラシア経済共同体及び独立国家共同体 (Commonwealth of Independent States: CIS) における地域統合プロセスの促進。</li> <li>・ 共通の税関・市場の創設促進。</li> <li>・ 貿易保険の導入といった対策・措置の導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税のValuationシステムについても、WTOの規則と整合させるためには多くの課題が残っている。</li> <li>・ 農業やTRIPSの分野ではWTO加盟のための制度構築が進んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ USAID-TFIはカザフスタンのObblastレベルで教育、情報収集、民間企業に対する必要書類の通知を行い、また税関手続きに関するセミナーを行って、円滑化に寄与している。</li> <li>・ USAIDは関税法改善のためのトレーニング等技術支援を行っている。</li> <li>・ USAIDはカザフスタンのWTO加盟のための協力を開始したものの、実質的には、税関職員に対する知的財産保護のためのトレーニングを、World Customs Organization, World Intellectual Property Organization, UN, US Patent and Trademark Officeと協働で行う予定にとどまっている。</li> <li>・ WBはWTO加盟を支援するためのTAを実施する。</li> </ul>
租税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2001年6月租税法 (法人税30%、付加価値税 (Value-Added Tax: VAT) 15%、個人所得税5~20%)。</li> <li>・ 食品に関する法人税を10%、VATを半額にする租税法修正法案が議会にて審議されている。</li> <li>・ 個人所得税、社会税の引き下げ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由市場経済の原理を明文化し、すべての経営主体のための良好な環境を作り出す。</li> <li>・ 国内食品生産の拡大をめざす。</li> <li>・ 税の引き下げを通じて、納税者の増加をめざす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴税システムが依然として非効率で、納税者に対する負担が大きい。</li> </ul>	
外国為替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 為替取引に関する制限の段階的撤廃、国際基準と整合した近代的な為替規制の導入 (Presidential Decree)。</li> <li>・ 2005年12月新“Currency Regulation and Currency Control”法が制定。為替取引のライセンス、登記、報告義務の変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場価格以下による取引から生じる税金の喪失を防ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際取引に関する定義が不明であり、外国企業の支店などによるすべての取引が移転価格取引とみなされる可能性がある。</li> <li>・ 一般企業にとっていまだに規制の負担が大きい。</li> <li>・ 法律の細則が未決定であるが、現在首相府により制定中。</li> </ul>	

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>2000年12月「保険業務について」の大統領令により、2010年までに制度投資家の成長を促し、証券・デリバティブといった各種金融商品の質を向上させ、投資家の権利を保護し、年金や準備金の保全措置をとり、証券市場の技術的インフラを整備し、市場規制メカニズムを設立する。</li> <li>価格の自由化は1994年から開始され、現状ではほとんどの価格が自由化されている。</li> <li>1998年7月Law “On Natural Monopolies”、2004年4月改正。</li> <li>2001年1月Law “On Competition and Limitation on Monopolistic Activities” 制定。</li> <li>2004年12月Law “On International Commercial Arbitration” 制定。</li> <li>2004年12月Law “On Arbitration Courts” 制定。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業の観点から、現在残されている問題</li> <li>一般企業にとって貸出金利が高く、担保が用意できない場合の代替措置がない。</li> </ul>	
金融・銀行				
価格自由化				
独占禁止		<ul style="list-style-type: none"> <li>経済の多様化、工業近代化、経済の効率性の達成のため、自由な競争の確保をめざす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油関連国営企業の調達競争入札で行われるが、透明性が低い。</li> </ul>	
法制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>カザフスタンの法廷システムの国際化をめざし、大型投資を可能とする。</li> </ul>		
登記、許認可、ライセンス、検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年1月に検査業務を10か月、一時的に停止することを決定した。</li> <li>2003年大統領令による登記システムの簡素化、ライセンス供与システムの透明化、企業に対する国際会計基準の導入の促進。</li> <li>2004年9月以降、企業登記が司法省のもとでワン・ストップ・ショップにて実施されることとなり、通常の法人で10日間、SMEで3日間企業登記が行われる。登記の地区センターを200まで増やす予定。</li> <li>不動産登録センターが法務省傘下に96年に設立され、土地価格の評価台帳の整備も行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頻繁な政府検査が民間企業のコストと時間を浪費している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家及び国営企業の利益にかかわる物件は仲裁裁判所の対象外となっている。</li> <li>検査事項が依然として多いという批判がある。</li> <li>ワン・ストップ・ショップ実現後も、企業登記には規定以上の日数がかかっている。</li> <li>小規模企業にとって、登記に必要な書類・書き方やライセンスの取得方法、検査事項など、わかりにくいことが多い。</li> <li>省庁レベルではむしろ検査やライセンスの取得義務を増やす傾向にあり、ライセンス義務は1995年の40から2005年の60に増えている。加えて、細則においてライセンスを取得すべき活動が1,000種類程度に規定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WBの支援による行政制度の近代化（ライセンス・検査等の不要な行政手続の排除、SMEや家内工業に対する行政サービスの向上）。</li> </ul>
標準、規格、証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年6月Law “On Standardization” 改正。</li> <li>2003年6月Law “On Certification” 改正。</li> <li>(2003年大統領令) 特定セクターや企業による標準化・規格システムの技術委員会を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品・工程・サービスが遵守すべき規則を定める。</li> <li>消費者の健康や環境を守る。</li> <li>国際規格を導入してカザフスタンの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カザフスタンの規格認証機関は事実上機能していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDのEnterprise Development Projectにおいて、品質管理センターを設立し、ISO9000シリーズの認証を行っている。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <p>するとともに、標準・規格・証明の組織を設立することとなり、WTOとのリエゾンの役割を果たす情報センターの設立、企業における品質管理や環境のISOシステムの導入を促進する、等。</p> <p>インフラ (電気)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2003年大統領令) 電力市場に競争原理を取り入れ、電気分野における投資促進及び累進的料金体系を導入する。</li> </ul> <p>インフラ (IT)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2003年大統領令) <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報分野における、透明性の確保された法的フレームワークの整備。</li> <li>・E-Governmentの設計・実施。</li> <li>・情報メディア・システムの標準化・統合化。</li> <li>・E-commerceの推進、政府調達システムの電子化。</li> <li>・E-trainingに関する啓蒙。</li> </ul> </li> </ul> <p>インフラ (通信)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2003年大統領令) <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信チャネルのキャパシティ増加・多様化のためには衛星通信の有効利用が欠かせない。</li> <li>・競争原理の導入による地上回線ネットワークを改善する。</li> </ul> </li> </ul> <p>インフラ (輸送)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2003年大統領令) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規格道路線の建設による工業基盤の整備。</li> <li>・石油・ガスパイプラインの設計・拡大。</li> <li>・道路ネットワークの整備。</li> <li>・航空への外国投資の促進。</li> </ul> </li> </ul> <p>汚職排除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Law "On Combating Corruption"</li> <li>・State Program for Combating Corruption for 2001-2005.</li> <li>・State Commission on Combat Corruptionが設立。</li> </ul>	<p>商品の国際競争力を高め、国際貿易システムに組み入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定の単位を確保する。</li> <li>・災害の危険を減じる、等。</li> </ul> <p>国家経済における質的变化を促進するため、情報化は欠かせない。</p> <p>ビジネス及び一般人にとって利用できる高度な通信手段を確保する。</p> <p>輸出市場への効率的かつ多様な輸送の確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な汚職防止政策の策定。</li> <li>・国家機関への信頼の強化。</li> <li>・汚職に対する国際協力の実現。</li> <li>・国家機関の機能強化、透明性の確保。</li> </ul>	<p>民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <p>ウズベキスタンとカザフスタンの道路には多くのチェックポイントがあり、キルギス共和国とタジキスタンの商品がロシアに届くまでに、多くのコストと時間がかかる。道路の状態も悪い。</p> <p>SMEの60%は徴税組織、税関、検察官、その他の検査官に賄賂を支払っている。</p>	<p>USAIDはTransparent Kazakhstan Foundationと共同で、Kazakhstan's Anti-Corruption Centerプロジェクトを実施。汚職調査や市民アンケート調査などを行っている。</p> <p>アルマティ企業家組合は企業側からみた汚職に対する分析を行っている。</p>



	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2003年6月“Land Code”(外国投資家は、農業や森林以外の土地は、カザフスタン国民同様に所有・リース可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用と開発に関するライセンスの供与。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有証明書が頻繁に変更されるなど、法規上の変更が多く、企業家にコストと手間が強いられている。</li> </ul>	
投資促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年12月“Labor Code”改正。</li> <li>・SMEが従業員の雇用をよりフレキシブルに行うこと、労働安全・保護をより具体的に規定すること、労働安全・保護をより具体的に整備すること、労働争議を仲裁する手続きを整備するといった内容のLabor Code改正案が議会に送られている。</li> <li>・2005年7月Law“On Obligatory Employer Insurance against Liability of Harm Caused to the Life and Health of an Employee during their Work”が施行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法を国際的な水準にするための改正案。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残業代、産休補助が高い。</li> <li>・労働安全とトレーニングの義務が厳しい。</li> <li>・保険が過度で企業の負担が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際労働機関(International Labour Organization: ILO)により、国際労働基準と労働者の権利保護、男女労働者に対する適性な雇用と所得の確保、すべての人に対する社会的保護等に向けて支援が行われている。</li> </ul>
投資関連法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Law on Franchise</li> <li>・Law on Leasing (2003年6月)</li> <li>・「有価証券市場について」(1997年)</li> <li>・「有価証券取引の登録について」</li> <li>・1998年Kazakhstan Investment Promotion Center (Kazinvest)の設立。</li> <li>・Law on Investments (2005年5月改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フランチャイズやリース市場は未成熟である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い金利及びリース対象となる機材が少くない。</li> <li>・フランチャイズのためのノウハウが蓄積されていない。</li> </ul>	
投資促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(2003年大統領令) マイノリタリーの投資家の権利保護、企業統治の向上。</li> <li>・Law on Investments (2005年5月改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資家の権利の全面的かつ無条件の安全性の保証。</li> <li>・投資家と国家機関との契約条件の安定性の保証。</li> <li>・国有化及び強制収用の際の投資家の権利の保障。</li> <li>・紛争解決の制度化。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・AMCHAM、EUROBAK、ITICはラウンドテーブルなどを通じて法制度の改革への提言を行っている。</li> <li>・大統領の諮問機関であるForeign Investment Councilにおいて、投資環境の向上、投資に関する法規の整備、産業政策、SME振興、カザフスタン経済の世界経済への統合、大規模投資への実現等について議論がなされている。</li> </ul>
投資促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務上の投資特恵(固定資産の価額を特恵有効期間に於いて当分に控除する権利、30%の法人税、1%の資産税等)。</li> <li>・関税免除(カザフスタンで同種の設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資優遇措置を受けるための手続きが煩雑である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AMCHAM、EUROBAK、ITIC、対外投資会社(Foreign Investment Council: FIC)はロビー活動をを行っている。</li> </ul>

	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Free Economic Zoneが、Astana (建機、車両、建材)、Aktau港 (石油化学、ゴム、プラスチック、冶金、機械、パイプ製造)、Almaty テクノパーク (IT)、チムケント (2005年開股予定) の、石油化学産業、高付加価値商品に適用されている (法人税50%免除、土地税・財産税免除、サービスに係るVAT免除等)</li> </ul>	<p>(b) (a) によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <p>備とその部品の生産が行われていないものについて、1年の期限、延長可。5年未満。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家現物グラント (無償供与)。</li> <li>・ 地域開発、新技術導入、輸出振興、新商品、投資誘致、市場開拓、新経営法、社会問題の解決を目的とする。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油化学産業にとって、コンセンション契約や5年間の税減免措置はさほど魅力的でない。</li> <li>・ 一般の企業と同様に、税務検査やその他の検査が頻繁に行われ、罰金などが科せられる。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p>
FDI促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資の誘致と保護の手續きは現在20を上回る法令によって規制されている。</li> <li>・ 大統領令「直接及び外国投資誘致のためのカザフスタンの優先的経済セクターのリスト承認について」</li> <li>・ 大統領令「投資家との契約締結時における特典及び特惠制度とそれらの供与手續きに関する規則の承認について」</li> <li>・ 投資家ビザの発給</li> </ul>	<p>カザフスタンでは外国投資は許可されたすべての組織的・法的形態においてあらゆる物件と活動に投下できる。</p>		
データベース・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資家の投資義務履行モニタリングのための電子データベースの整備。</li> <li>・ 地方部における情報・助言センターにより、実施可能性のあるプロジェクトを紹介したり、投資家に魅力的なプロジェクト形成を行ったりする。</li> <li>・ カザフスタン投資促進センター (Kazinvest) が1998年の設立され、投資家へのプロモーション、投資家への法律・税関などに関する助言、ビジネスフォーラムや投資促進ミッションの実施、コンサルティング、投資ガイドブ</li> </ul>	<p>外国企業とその駐在事務所の代表者の出入国許可手續きを簡素化する。内務省機関に登録せずに、簡素化された旅券検査と税関検査を受ける権利が与えられる。</p>	<p>投資の多様化があまり進んでいない。</p>	

投資促進

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
統計	ツクの作成・販売などを行っている。			
土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>Decree 1313 により、政府は土地の収用及び建設プロジェクトに関する手続きを簡素化・促進することにコミットしている。</li> </ul>			
SME振興策・法	<ul style="list-style-type: none"> <li>“The State Program for the Support and Development of SMEs in the Republic of Kazakhstan for 2004-2006”</li> <li>Law “On State Support of Small Enterprises”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEに対する融資と投資支援システムの開発。</li> <li>SMEセクター発展のためのインフラの整備。</li> <li>SME振興のための教育、情報提供。</li> <li>SME振興のための法的フレームワークの整備。</li> <li>生産活動に従事する小企業の固定資産の登録料を3年間免除する。</li> <li>SMEの電気、下水道、銀行口座開設の手数料の免除。</li> <li>小企業の財務活動の検査の1年間の免除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEがライセンス・証明書を受けたり、検査を受けたりするのが、煩雑でSMEの活動を妨げている。</li> <li>税務当局は、税申告の適正化よりも罰金の徴収に力を注いでいる。</li> </ul>	
SME振興にかかるとる省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ministry of Industry and Trade</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記SME振興プログラムの策定。</li> <li>SME向け融資、保証の実施。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDは、産業貿易省、財務省、教育省と協力して、SMEに対するトレーニングプログラムを実施している。</li> </ul>
SME振興組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>Republican Agency for the Regulation of Natural Monopolies, Protection of Competition and Support of Small Business</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>EBRDによる、Republican Agency for the Regulation of Natural Monopolies, Protection of Competition and Support of Small Businessesへの助言。</li> </ul>
SME融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>Kazakhstan Development Bankが、民間企業や政府のインフラ案件に対して、長期・低利の融資を供与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEに対して短期・長期の融資を提供する。</li> <li>SMEの資本投資を促進する。</li> <li>SMEの生産ラインを拡大する。</li> <li>SMEが新規商品を販売できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEにとって、金利はいまだ高い。</li> <li>融資の申込に必要な書類が多い。</li> <li>保証・担保の要求が厳しい。</li> <li>銀行が土地・建物・機材を担保として認めない場合がある。</li> <li>担保評価費用が高く、担保登記に時間・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EBRD の Kazakhstan Small Business Programmeにより、商業銀行に対して1億5000万USドルの融資が行われ、商業銀行融資分を合わせて6億3000万USドルが述べ11万社のSMEに融資された。</li> <li>USAIDのCredit Management Systemによ</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>1996年にSmall Entrepreneurship Development Fundが、EBRDのクレジットラインの実施機関として設立。その後、政府出資により、小企業向けの低金利の制度融資を行っている。</li> <li>Law "On Credit Cooperative and Microcredit Organizations"</li> <li>2003年3月Law "On Microlending Organizations"</li> <li>Export Insurance Corporationにより、輸出に關する政治上や規制上のリスクを保険、再保険によりカバーする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>労働力がかかる。</li> <li>商業銀行の活動は強化している。</li> <li>商業銀行の中には、SMEへの融資拡大のための金融商品の開発を進めているものがある。</li> </ul>	
	マイクログレジット			<ul style="list-style-type: none"> <li>EBRDは、ATF Bank、Bank Center Credit、Bank Turan Alem、HSBK、KKBに対して、合計6360万USドルを融資。</li> </ul>
	保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出に關する政治上や規制上のリスクを保険、再保険によりカバーする。</li> </ul>		
	投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>Kazakhstan Investment Fundにより、企業に対してマイノリティの出資を行い、将来それを譲渡する。</li> <li>Kazakhstan Innovation Fundにより、技術都市、テクノパーク、情報・分析センターへの投資、ベンチャー基金の創設、技術ベースの政府プロジェクトへの出資、先進技術へのグラント供与を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券法は存在するが、法律の二重読みができてしまうなど、完全なものではない。</li> <li>株式会社への規制が厳しい。</li> <li>財務諸表を開示をためらう企業が多い。</li> </ul>	
リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年Law "On Financial Leasing" 改正。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>リース期間が短い。</li> <li>リース市場がいまだに未熟である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際金融公社 (International Financial Corporation : IFC) によるリース市場調査報告書。</li> </ul>
ベンチャーキャピタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>Kazakhstan Innovation Fund (投資権を参照)</li> </ul>			
データベース			<ul style="list-style-type: none"> <li>政府はSMEに關する信頼できるデータを持っていない。</li> </ul>	
市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>Kazakhstan Association of Business Incubators and Innovation Centers</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業に對する市場調査を行う。</li> <li>SMEの製品に關する情報を大企業に對して提示する。また大企業のニーズ情報をSMEに伝達する。</li> <li>企業合同の市場調査を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>WBは、産業の多様化及び技術の商品化、石油関連裾野産業のSMEのSupply Chainの確立、商品の測定・標準化・検査能力の強化、R&amp;D成果の商品化等についての、技術協力を検討している。</li> <li>市場調査を行う民間企業は多く存在する。</li> </ul>
R&D支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2003年大統領令) 国家がベンチャー基金に出資して研究・技術革新への投資を拡大す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学者・研究者のアイデアを商品化し、ビジネスプランを作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に商品化されたアイデアはきわめて限られており、Engineering &amp;</li> </ul>	

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の政府支援の形態を開発する。革新的環境で働く人材を育成する、生産者を国際標準化へと進める。</li> <li>・上記大統領令を受け、2003年にEngineering &amp; Technology Transfer Centerが設立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テクノパークを建設する。</li> <li>・イノベーションマネージャーを育成する。</li> </ul>	Technology Transfer CenterはKazakhstan Innovation Fundと合併される予定。	
インキュベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2003年にアルマティ市がアルマティ・テクノロジ・パークを設立。その他、国家レベルのITセンターなどがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国からの技術移転、国内企業の技術開発をめざしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現実的には、技術開発・技術移転はほとんど進められておらず、オフイス・工場スペース賃貸サービスとなっている。</li> <li>・インキュベーションといいつつも、入居に関する期限はない。</li> </ul>	
企業組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1998年にアルマティ市ビジネスインキュベーター(AKIMAT)が設立され、オフイス・工場スペースの貸与、集中会計サービスなどを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SMEに対するオフイススペースやサービスの提供。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・USAIDのEnterprise Development Programにより、企業協会の強化が図られている。</li> <li>・Forum of Entrepreneursは、租税・関税の改善、罰金制度の改善、税務調査の改善、ライセンス教の削減、等を目的としたロビー活動を展開している。</li> </ul>
SME優遇税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年5月Law "On Chamber of Trade and Industry of Kazakhstan"に基づいて商工会議所が設立され、240社程度の会員企業を擁する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営ノウハウに関するガイドブックの作成、産地証明書の発行などを行う。</li> </ul>		
SME優遇税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"The State Program for the Support and Development of SMEs in the Republic of Kazakhstan for 2004-2006" によるSME優遇税制。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SMEの税負担の軽減。</li> <li>・条件の悪い地域におけるSMEに対する優遇税制の導入。</li> <li>・税務報告の簡素化。</li> <li>・報告の義務を四半期から半年に軽減。</li> <li>・個人とSMEに対する簡易申告の適用及び低税率(3~7%)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制度が複雑で税率も高く、SMEに対する負担が大きい。</li> <li>・簡易税制についても、その適用方法が複雑である。</li> <li>・税務当局による税務調査が厳しく行われている。</li> </ul>	
ビジネス・サービス・プロバイダー				<ul style="list-style-type: none"> <li>・EBRDのBusiness Advisor Services (BAS) プログラムでは、約300社にコンサルティングサービスを仲介し、半額を負担している。150社のコンサルタントが登録されている。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME人材育成	SME支援組織によるビジネスコース			<ul style="list-style-type: none"> <li>• かつて欧州連合独立国家共同体技術支援 (European Union Technical Assistance for CIS : TACIS) の支援を受けていたカザフスタン商業大学 (Kazakhstan Institute of Management Economics and Strategic Research : KIMEP) の経営学修士号 (Master of Business Administration : MBA) コース、講義内容は欧米のMBAコースと類似。</li> <li>• Almaty Business School (社会人向け欧米風MBAコース)。</li> <li>• Almaty Bank Training Centerによる、SME向け "How to obtain loan"。</li> <li>• 日本・カザフスタン人材育成センターによるビジネスコース。</li> </ul>
	大学によるビジネスコース 職業訓練校	<ul style="list-style-type: none"> <li>• International Academy of Businessにおけるビジネス関連コース。</li> <li>• University of International Businessにおけるビジネス関連コース。</li> </ul>		
貿易促進	融資・保証	輸出クレジット・投資保険国管会社は、輸出クレジット保険、潜在的販売市場の調査と輸出推進総合の策定の諸問題に取り組んでいる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>• EBRDのTrade Facilitation Programmeにより、民間企業の国際市場へのアクセス支援のため、輸出入業者に対して銀行がLetter of Creditsを出す際に保証する。</li> </ul>

### 2-2-3 我が国の支援の方向性に対する提言

- ・小企業家開発基金に対し、我が国の中小企業金融のノウハウを移転しつつ、特定の有望産業クラスター（石油関連裾野産業の育成も一案）を振興するための技術協力プロジェクトを実施する。特に、民間企業に直接働きかけることを通じて、これらの企業が直面しているビジネス環境の問題点を個別・具体的に指摘し、政府に改善を促すことが可能となる。
- ・日本・カザフスタン人材育成センターとの協力のもと、中小企業支援センターを設立し、小企業に対して会計・法務や店舗運営・マーケティング等のアドバイスを与える「よろず相談所」の役割を果たすとともに、小企業がビジネスを行ううえで必要となるライセンスの取得方法や書類の書き方などを、ガイドブックとして整理・販売する。

## 2-3 キルギス共和国

### 2-3-1 経済・民間セクターの現状と課題

キルギス共和国は人口500万、高地の砂漠・ステップ地帯にある小国で、一人当たりGDPは約380USドルである。農業・牧畜業（GDPの37%）、農牧加工業等の軽工業を主体（製造業のGDPシェアは20%前後）とした産業構造を有し、労働人口の過半数は農牧業に従事している。「中央アジアのスイス」とも称される高山・湖水等の風光明媚な自然環境を有しており、観光業をはじめとするサービス業発展の高い潜在性が指摘される一方、市場経済下での魅力的なサービスを提供できるハード・ソフト面での投資やノウハウの蓄積・移転はほとんどなく、いまだ未開発の状況にある。旧ソ連体制依存の経済構造だったため1995年まで大幅な経済縮小が続いたが、その後、GDP成長率、インフレ率ともに安定的に推移している。1995年末にカナダ資本の参加によるクムトール金鉱山開発（事業費3億5800万USドル）が始まり、金の生産・輸出が大幅に増加した。しかし、石油、天然ガス、鉄鋼、化学品等のエネルギー・基礎素材や機械工業品は輸入に依存しており、貿易・経常収支は恒常的に赤字である。中長期的な産業政策の重点課題として農産物加工業の育成、観光振興、農業機械化等がある。小国で製造業基盤が脆弱であることから、中小企業を中心とする民間企業の産業構造の裾野は小さいが、最近のロシアやカザフスタンの高成長や両国との賃金格差を活かし、観光業、IT、農産物加工、製造業の各分野で成長する企業も出始めている。しかし、いずれも多様なビジネス環境に対応しつつ個別・断片的な成長を遂げており、経済発展をリードする産業クラスターの顕著な発展は見えない。豊かな自然環境、農産物資源、遊牧民族の伝統・文化を残すキルギス共和国では、輸出産業振興による外貨獲得をめざすよりも観光立国を中心に据えてその周辺に豊かな農産物資源を活かした農産物加工業とサービス型製造業が支える産業構造発展をめざすことが適切と考えられ、2005年終了したJICAイシクル地域総合開発調査においても同様の方向性が提言されている。

### 2-3-2 ビジネス環境の現状と課題

キルギス共和国のビジネス環境全般については、表2-3のとおりであるが、主要なポイントは以下のとおりである。

- ・中央アジア唯一のWTO加盟国として貿易・関税面での自由化を中心に法制度・政策面での整備が進んでいる。IMF・WBをはじめとする国際機関や各国ドナーも積極的に制度・政策整備支援に取り組んでいる。
- ・租税法や関税法をはじめとする税制改正に関してUSAIDが長年にわたり積極的な支援を行い、

インターナショナル・ビジネス・カウンシル（IBC）や投資円卓会議（Investment Round Table : IRT）といった官民対話の土俵も機能し始めていることから、一定のビジネス環境改善（制度整備）の成果が現れつつあり、各ドナーも同分野での支援継続の姿勢を見せている。

- ・しかし、行政手続き実施面では賄賂問題や諸手続きの煩雑さに象徴される中央アジア諸国共通の課題を抱えておりビジネス環境が総じて良いとはいえない。簡素かつ透明性・継続性の高い行政手続きの円滑な執行を実現していくことがビジネス環境改善に向けての重要課題である。
- ・貿易促進においては核となる輸出産業の形成・発展が望めないこともあり有効な政策形成・実施はほとんど行われておらず、企業もWTO加盟のメリットを感じていない。むしろ、ロシアやカザフスタン等のWTO未加盟国からの輸入圧力にさらされる企業もあり、WTO加盟が早すぎたとの否定的な見方が強い。
- ・キルギス経済発展のうえでの最大の課題は「投資不足」にあると考えられる。全体のビジネス環境が決して良いといえない状況下で、国内投資家、海外投資家を問わず投資家を誘致し投資を促進するための支援組織が官民ともに存在せず、重点セクターを絞った効果的な投資促進措置が講じられないことも課題である<sup>2</sup>。
- ・中小企業振興については税制面等で一定の配慮がなされているものの、自由経済主義を支援するIMFの強い管理下にあることもあって、積極的な中小企業支援措置（制度支援、制度金融等）をとる可能性と実施能力はともに低いと考えられる。
- ・金融面ではドナー支援による信頼性の高い銀行の設立・運営やカザフスタンの民間商業銀行の進出もあり、金融システム全体への信頼性の向上や競争・サービスの向上が見られる。しかし、民間中小企業にとって金融機関からの資金調達は依然、大きな課題である。

---

<sup>2</sup> IRTを中心に、独立した投資促進機関（Investment Promotion Agency : IPA）を設立する動きがあるものの、2005年3月政変後の政権構造再編の中で明確な方向性は見えていない。



表 2-3 キルギス共和国のビジネス環境マトリクス

ビジネス環境	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
貿易自由化、貿易促進、税関・関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Draft 「Concept Paper of Customs Development for 2002-2010」 (2002. 06. 25.)</li> <li>・関税法 (Customs Code, 2004. 07. 12. #87、2005年1月1日発効)</li> <li>・「Law on Customs Tariff」 (2005. 03. 10.、2006年1月発効の修正関税法を検討中)</li> <li>・(国家関税委員会)</li> <li>・国家関税委員会 (ビシケクとオシユ) の下に民間との情報交換を図るための税関諮問委員会がUSAID支援により1年前に発足・活動中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO協定に整合的な貿易制度・関税法の改善。</li> <li>・税関業務手続の改善 (簡素化・透明化)。</li> <li>・通関業務にかかわる技術 (ノウハウ) とインフラの整備・改善。</li> <li>・通関業務のIT利用と近代化。</li> <li>・貿易・通関にかかわる人材育成 (官僚主義・賄賂の削減)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税法が頻繁に (毎年) 修正され、その実施にあたって検査規則・方法の矛盾や不明確さがあり、税関当局の裁量の余地が発生している。</li> <li>・輸入商品価額の評価方法に問題があり、VATや物品税の決定額が不公平。</li> <li>・通関手続きが複雑・非効率で、時間がかかり、賄賂の問題が解決されない [NBOS方式 (Network Based Open Services : NBOS) 調査 (2004) で54%の回答者が税関問題を輸出促進の課題と回答]。</li> <li>・カザフスタンへの輸出やカザフスタンを經由したロシア輸出の手続きに時間がかかると回答 (NBOS調査 (2004) で50%の回答者がカザフスタンへの輸出が困難、51%がカザフスタン経由のロシア輸出が困難と回答)。</li> <li>・通関業者や輸送・流通業者の能力・サービスに課題がある。</li> <li>・企業家にとって最新の関税や通関制度についての情報入手が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USAID-TFIが、①中央アジア4か国での通関書類に関するマトリクスの整備、②関税法の条項修正と実施規則に支障をきたした通関業者組合への支援、③2005年5月にTFIで設立された通関手続きや通関・輸送業者などの情報についての広報・啓蒙、④通関手続きや通関・輸送業者などの情報についての広報・啓蒙、⑤通関業者組合への支援、⑥財政分析と歳出計画策定にかかわる支援、⑦財政・租税</li> </ul>
WTO加盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1998年にWTO加盟済み。</li> <li>・「Working Party Report on the Accession of the KR」 (経済発展・産業貿易省 (Economic development/the Ministry of Industry and Trade : MEDIT))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO協定に整合的な貿易制度・関税法の実施能力の改善・向上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業家にとってのWTO加盟メリットにかかわる情報提供・広報が少なく、WTO非加盟の近隣諸国 (カザフスタン等) からの輸入圧力もあって、WTO加盟に否定的な認識が強い。</li> <li>・WTOルールに関する知識が政府、ビジネス界双方に普及しておらず (人材育成不足、広報・啓蒙不足)、WTO加盟のメリットを享受していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USAID-TFI</li> </ul>
租税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領令191「2005年までのキルギス共和国財政改革戦略」 (2002. 07. 16.)</li> <li>・2004年2月4日修正「租税法」 (基本は「Tax Code」 (1996. 06. 26.、 #25))</li> <li>・2004年4月29日閣議決定310 (2003年11月27</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(中期目標)</li> <li>・税の不均衡是正。</li> <li>・SMEに対する微税簡素化の促進。</li> <li>・シャドーエコノミーの削減とフォーマル化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税法が複雑 (税の種類が多い) で税率が高い [NBOS調査 (2004) で80%の回答者が減税を政府が取り組むべき優先課題と回答。税金を払いつつビジネス遂行が可能とする企業は25%のみで法人税 (利益税)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USAIDの「Economic Policy Reform Project」 (実施はBearing Point社) が、①租税法の条項修正と実施規則にかかわる支援、②財政分析と歳出計画策定にかかわる支援、③財政・租税</li> </ul>

<p>ビジネス環境</p>	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p>
<p>日閣議決定737「On Implementation of Tax Reform of the KR」の修正  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Law on 「Free Economic Zones」 (1992. 12. 16, #1076)</li> <li>・ 法人税 (利益税) を2002年に30%から20%に引き下げ。将来は10%に引き下げの案もある。</li> <li>・ 年間売上3万ススム以下の企業には2001年11月から希望により簡易課税を導入。5～10%の売上税1本に集約。(国家租税委員会)</li> </ul> </p>	<p>・ 財政赤字の削減。</p>	<p>・ 率は10%が適切とする回答が約半数。          ・ 1996年以来、租税法の改訂項目が700以上に上り、租税法の中でも多くの矛盾と不透明な部分を抱えている。          ・ 税金の支払方法が複雑かつ不透明 (手続き変更の情報が不足気味で周知が不十分)。税金申告の必要回数が多い [NBOS調査 (2004) で60%の回答者が税務申告の回数を年1回に削減することを重要課題と回答]。          ・ 税務調査の回数が頻繁で税務官係による職権乱用がある [NBOS調査 (2004) で55%の回答者が税務官係による職権乱用を訴え、68%が税務調査回数削減を重要課題と回答]。</p>	<p>・ 2001年にEBRD、IFC、ドイツ復興金融公庫 [Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW]、アガ・カーン基金等の出資で KICB が設立され民間セクター向け中長期融資を実施している。資産規模はキルギス共和国最大で預金・融資残高ともに伸びており、キルギス共和国の銀行セクターの信頼性向上と金融セクターの機能強化に貢献している。</p>	<p>・ 2001年にEBRD、IFC、ドイツ復興金融公庫 [Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW]、アガ・カーン基金等の出資で KICB が設立され民間セクター向け中長期融資を実施している。資産規模はキルギス共和国最大で預金・融資残高ともに伸びており、キルギス共和国の銀行セクターの信頼性向上と金融セクターの機能強化に貢献している。</p>
<p>外国為替 金融・銀行</p>	<p>(National Bank of Kyrgyz Republic)          ・ 「銀行セクター改革戦略」 キルギス国立銀行 (2002. 09. 27.)          ・ 「Program for Development of the Clearing and Settlement System for 2003-2005」 (2002. 12. 31.)          ・ 「Development Program for the Insurance Sector for 2003-2010」 (2003. 07. 31.)          ・ 「Development Program for the Securities Market for 2004-2006」 (2003. 07. 26.)          ・ 2005年3月10日修正銀行法 (基本は「Law on Banks and Banking Activity」, #60, 1997. 07.)          ・ 「Law on Credit Unions」 (1999. 10. 28., #117)          ・ 「Law on National Bank」 (1997. 07. 29., #59)          ・ 2005年7月4日修正リース法 (基本は「Law on Leasing」 (2002. 07. 23.) (キルギス国立銀行))</p>	<p>・ 金融セクターの自由化と競争環境の促進。          ・ 企業、特にSMEの資金調達環境の改善。          ・ 企業の資金調達手段の多様化。</p>	<p>・ SMEを中心に金融機関からの資金調達 (間接金融) は依然、厳しい [NBOS調査 (2004) では83%がファイナンスが困難と回答。金融機関融資を受けた企業は全体の15% (ただし微増) だけで、51%は自己調達のみ。]          ・ 農業、製造業で融資実績はやや高め。高金利、短い融資期間、担保不足が三大要因。          ・ 「低金利での資金調達手段の確保」が政府への要望項目の2番目。          ・ 過去3年でカザフスタンの銀行三行が進出するなど、民間商業銀行間の競争が始まりサービスが改善しており、ビジネス環境改善が最も顕著な分野との指摘もあるキルギス投資信用銀行 (Kyrgyz Investment and Credit Bank: KICB) やIBC等のNGO産業組織の評価)。          ・ キルギス共和国の金融機関として国有銀行であるキルギス農業金融公庫KAFICと19の商業銀行がある。</p>	<p>・ 2001年にEBRD、IFC、ドイツ復興金融公庫 [Kreditanstalt für Wiederaufbau: KfW]、アガ・カーン基金等の出資で KICB が設立され民間セクター向け中長期融資を実施している。資産規模はキルギス共和国最大で預金・融資残高ともに伸びており、キルギス共和国の銀行セクターの信頼性向上と金融セクターの機能強化に貢献している。</p>

	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格は基本的に自由化されている。</li> <li>・競争法「Law on Restriction of Monopolistic Activity, Development and Protection of Competition」(1994.04.15, #1487-XII)</li> <li>・「Concept Paper on Development of Anti-Monopoly Policy in the KR for 2005-2008」と「Draft Law on Competition」を起草中。(MEDIT反独占局)</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品・サービスの生産・流通に関する競争環境の改善。</li> <li>・競争促進のための制度・組織環境の整備。</li> <li>・消費者権利の保護促進。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争法の一層の改善と反独占法の適切な実施に対する不満・期待がある。</li> <li>・NBOS調査(2004)では、72%の企業が以前より競争が激化したと指摘。外国企業との競争より、違法なビジネス行為(25%が指摘)や政府関連企業との競争条件の差(19%が指摘)を指摘する声が多い。</li> <li>・競争条件について問題視するSMEは多くないが、一部にはカザフスタンやロシア等WTO未加盟国との不利な競争条件(ダンピング等)を指摘する声がある。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p>
<p>ビジネス環境</p>	<p>・「Strategy on Public Administration」(2004.06.05., #193)</p> <p>・「Program of Infrastructure Development of the Judicial System for 2000-2005」</p>	<p>・強固で独立した、尊敬される司法制度(裁判所制度)の確立。</p> <p>・長期的かつ安定的な法制度基盤の確立。</p>	<p>・裁判官の賄賂問題に対するビジネス界の懸念が強い。賄賂に関する刑事罰適用がないことが一因[NBOS調査(2004)では、56%が裁判所の賄賂を問題視している。中企業の問題意識が強いに対して大企業は静観]。</p> <p>・裁判官の資質・能力に問題が多く、裁判手続さと判決の透明性が不足。判決の完全な執行が行われない。</p> <p>・第三者による調停(示談)システムの欠如。</p> <p>・法律策定能力の不足による法制度の不安定性と実施不足に対する懸念が強い[NBOS調査(2004)では、59%が法制度が頻繁に変わり、47%が実際には法が執行されていないと回答]。</p>	<p>・国際開発省(Department for International Development: DfID)が第三者の仲介による示談制度の設立、法案の作成等に関する支援を行っている。</p> <p>・USAIDが最高裁判所に対して司法制度改革にかかわる支援を2004年から実施。</p>
<p>登記、許認可、免許、検査</p>	<p>・2004年8月13日修正「免許法」、#12「Law on Licensing」(基本は免許法(1997.03.03, #12))</p> <p>・2005年7月12日修正「登記法」、#104「Law on Registration of Legal Entities」(基本は「Law on Registration of legal Businesses」(1996.07.12, #39))</p> <p>・現在、「Draft Law on Licensing」と「Draft Law on Protection of the Rights of Business During Government Inspections」を議会にて審議中</p> <p>・現在、「Draft Law on State Registration of Legal Entities, Branches and Representative Offices of</p>	<p>・会社登記における、①1か所の行政窓口における簡潔かつ適切な手続きの可能性、②登記手続の必要書類の明確化・簡素化。</p> <p>・免許(ライセンス)における、①ビジネス活動の阻害要因となる免許の削減、②WTOルールに整合する輸入免許手続きの導入。</p> <p>・検査における、①法的根拠に基づく検査実施、②法人の公正なる意思を前提とした検査実施、③検査種類・</p>	<p>・会社登記において、①必要書類が不明確、②多くの書類を異なる政府機関に提出する必要性、③登記手続に時間がかかる。許認可に関して、①ビジネス遂行上の必要許認可数が多すぎ、②許認可を受ける際のコストが高い[NBOS調査(2004)では71%が許認可数の削減が重要課題と指摘]。</p> <p>・免許(ライセンス)について、①免許が必要な事業活動が多すぎ、②免許と他の許認可との重複、③免許取得プロセスにおけ</p>	<p>・USAID-TFIが免許法、検査法、企業登記法の改善(法制度整備と実施能力の向上)にかかわる支援を実施中。</p>

ビジネス環境	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <p>Legal Entities and Private Entrepreneurs」を政府部内で検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「Concept Paper on Reform of Technical Regulation System in the KR」(2002. 09. 11.)</li> <li>「Law on Basics of Technical Regulation in the KR」(2002. 05. 22, #67)</li> <li>閣議決定「On Appointment of Authorized Body on Technical Regulation of the KR」(2005. 06. 29., #267)</li> <li>大統領代行令#149「On Institutional and Structural Transformations in the Area of Technical Regulation in the KR」(2005. 04. 30.)</li> <li>大統領代行令#227「On Introducing Changes and Additions to the Decree of the President on Institutional and Structural Transformations in the Area of Technical Regulation in the KR」(2005. 06. 13.) (国家規格・度量衡委員会)(MEDIT技術規則局)</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <p>内容・期間等の明確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術規則にかかわる法制度の適切な執行。</li> <li>技術規則の整備・運用にかかわる制度・組織改革。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <p>行政当局の過剰な干渉・指導、が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査に関して、①検査実施機関が多すぎ重複がある、②法的根拠が不明確な検査の存在(賄賂の要求)、③検査官の能力不足、が課題(NBOS調査(2004)では、55%が検査回数が増えたと指摘)。</li> <li>技術的な認証を受けやすい品目の数が多い半面、10桁の品目コード上での認証必要項目が不明確。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>USAID-TFIが「Law on Basics of Technical Regulation」の改善(法制度整備と実施能力の向上)にかかわる支援を実施中。</li> </ul>
<p>標準、規格、証明</p> <p>インフラ(IT、通信、電気、交通等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領令54「キルギス共和国発展のための情報通信技術国家戦略」(2002. 03. 10.)</li> <li>「情報通信技術国家戦略実施のための国家アクション計画」[2003. 09. 16. 国家情報/通信技術(International and Communication Technology: ICT)委員会]</li> <li>2005年7月4日修正「電気・郵便法」(基本は「Law on Electrical and Postal Communication」(1998. 04. 02., #31))</li> <li>閣議決定353「2005年までの国家エネルギー・プログラム」(2001. 07. 16.)</li> <li>2005年2月7日修正「輸送法」(基本は「Law on Transport」(1998. 07. 08. #89))</li> <li>2003年6月24日修正「鉄道輸送法」(基本は「Law on Railway Transport」(1998. 07. 09., #90))</li> </ul>	<p>ICT分野では、①ICT分野での国際的な法制度に整合する法整備、②免許・許認可における透明性確保、③独占排除と競争環境の促進、④e-commerceの発展とそれのための税制措置。</p>	<p>ICT分野では法制度基礎の未整備、許認可にかかわる透明性欠如と独占の存在が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸送分野では、国家輸送戦略(道路、鉄道、航空)の未整備、キルギス国鉄の独占排除、航空分野での運賃自由化と海外投資家の参入が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信分野でノロス基金と国連開発計画(United Nations Development Programmes: UNDP)が支援。</li> <li>道路分野では、WB、アジア開発銀行(Asian Development Bank: ADB)、国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation: JBIC)、イスラム開発銀行がローン供与を通じて支援。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領代行令#251「State Strategy on Fight Against Corruption in the KR」(2005.06.21.)</li> <li>・「Action Plan on Implementation of the State Strategy on Fight Against Corruption in the KR」</li> <li>・「Law on Fight Against Corruption」(2003.03.06., #51)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚職防止のための、①予防措置、②一般市民の協力、③捜査、④国際協力の4つの分野での対応の強化(反汚職機関設置も検討)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政官と裁判所による汚職は依然、ビジネス界の大きな懸念事項(NBOS調査(2004)では、46%が2007年に比べて増加したと回答)。</li> <li>・IBC調査では汚職問題が民間投資促進のうえでの障害のトップ10の項目にあげられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ USAID「Land Reform Project」</li> <li>・ USAID-TFI</li> </ul>
土地所有、リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2005年2月28日修正「土地法」(基本は「Land Code」(1999.06.02., #45))</li> <li>・ 閣議決定57「On Approval of Regulations on the Procedure of Granting Property Right or Right to Lease Land Plots in Settlements and on Implementation of Investment and Construction Intentions」(2004.02.05.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律に基づくゾーニング(用途指定等)の導入。</li> <li>・ 建設、更新にかかわる許可手続きの簡素化。</li> <li>・ 法制度、実施手続きの改善。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部パイロット地域を除いて用途指定がなく建設許可手続きが複雑。</li> <li>・ NBOS調査(2004)では、50%が円滑な建設許可手続きの執行を重要課題と認識。</li> </ul>	
投資促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閣議決定236「2005年までの労働市場と雇用に関する国家計画」(1998.04.30., #236)</li> <li>・ 2005年6月30日修正「労働法」(基本は「Labor Code」(2004.08.04.))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働市場の分析と予測。</li> <li>・ 失業者支援(相談、再訓練)。</li> <li>・ 労働者(失業者)の社会保障の向上。</li> <li>・ 事業活動や自営業者の活動支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働法の一部不備。</li> <li>・ 労働力の質的向上の余地。</li> </ul>	
投資関連法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大統領令331「2004年9月から2005年8月までの投資マトリックス」(2004.10.07.)</li> <li>・ 2004年6月14日修正「投資法」(基本は「Law on Investments in the KR」(2003.03.27., #66))</li> <li>・ 大統領令290「On Measures on Further Development of State Policy in the area of Investment and Other Business Activity」(2003.09.03., #290)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済活動における規制緩和。</li> <li>・ 投資促進のための税制改正と徴税手続きの改善。</li> <li>・ 投資促進のための法制度整備。</li> <li>・ 投資マーケティングの促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社登記、許可、免許、検査の制度・手続きが投資促進の阻害要因。</li> <li>・ 高い税率と徴税手続きの煩雑さ。</li> <li>・ 法制度が頻繁に変更されることから投資家が投資に躊躇する傾向が顕著(IBC調査(2005夏)では、法制度・規制の予測困難性が投資家にとっての第1の懸念事項。第2の懸念は良質の人材確保の難しさ)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ USAID-TFIが投資促進のための制度改善を進めるための官民の議論の場であるIRTを設立・支援して、投資マトリックスの検討・策定を通じて支援を実施中。</li> </ul>
FDI促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大統領令331「2004年9月から2005年8月までの投資マトリックス」(2004.10.07.)</li> <li>・ 2004年2月4日修正「租税法」(基本は「Tax Code」(1996.06.26., #25))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FDI企業には設立後、最初に利益を上げるまでの期間の税制優遇措置がある。</li> </ul>		
データベース				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業家がビジネスにかかわる行政手続きをオンラインで申請・処理できるような政府の一貫したデータベース(Data Base:DB)システムがない。</li> </ul>
統計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閣議決定731「2001-2005年の統計開発プログラム」(2000.12.11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計データの収集・加工・処理方法の改善。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が統計報告にとられる時間が長い。</li> <li>・ 統計データの信頼性についてビジネス界で</li> </ul>	

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002年6月19日修正「統計法」(基本は「Law on Statistics」(1994.01.12., #1390-XII)) (国家統計委員会)</li> <li>閣議決定424「Concept Paper on Development and Support of Small and Medium Business in the KR for 2001-2005」(2001.08.11.)</li> <li>大統領令331「2004年9月から2005年8月までの投資マトリックス」(2004.10.07.)</li> <li>閣議決定25「Concept on Deregulation of the Economy」(2004.02.05.)</li> <li>閣議決定43「State Program on Business Development in the KR」(2004.02.28.)</li> <li>2004年8月13日修正「許認可法」、#12「Law on Licensing」(基本は許認可法(1997.03.03, #12))</li> <li>2005年7月12日修正「登記法」、#104「Law on Registration of Legal Entities」(基本は「Law on Registration of legal Businesses」(1996.07.12, #39))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの有効活用。</li> <li>地方統計の整備と統計機関の能力向上。</li> <li>競争力向上、輸出促進、投資促進、地方開発の4つの観点からSME振興を図る。</li> <li>銀行融資を含むSMEの資金調達環境の改善(金融支援と資本市場・ベンチャーキャピタル整備を含む)。</li> <li>SME税制の改善。</li> <li>SMEに対する行政手続きや検査の簡素化、官僚主義の排除。</li> <li>市場情報へのアクセスの改善。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きや市場情報にかかわるアクセス手段がない[NBOS調査(2004)では、57%が各地域での情報センター、支援センターが重要と回答]。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立国家共同体に対する欧州連合技術支援(European Union Technical Assistance to the Commonwealth of Independent States: EU/TACIS)と経済協力組織(Economic Cooperation Organization: ECO)がSMEビジネス環境調査を2003、2004年に実施し、SME促進政策・制度の課題について分析。</li> <li>USAID-TFIが法制度改革の面でSME政策について提言。</li> <li>USAIDが投資円卓会議による投資マトリックスの検討・策定を通じて支援を実施。</li> </ul>
SME振興に係る省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>MEDIT: 閣議決定347「Regulation on the MEDIT」(2004.05.11.)</li> </ul>			
SME振興組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>MEDITの「投資・企業家政策局」「半独占庁」「地方局(州ごと)」が管轄。</li> <li>企業家支援のための地方センターの創設推進。</li> </ul>			
SME融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融・銀行」欄に同じ。金融セクターの自由化を基本とし、SME融資促進のための特定の制度金融(政策性金融)にかかわる政策・機関は存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融・銀行」欄に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEの資金調達が難しい[NBOS調査(2004)では、79%がファイナンスが課題と回答]。</li> <li>SMEは銀行融資が短期で高金利であるとの評価。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EBRDの「Kyrgyz Small-Medium Enterprise Finance Facility」がSwiss State Secretariat for Economic Affairs (SECO)と共同で220万USドルを資金援助して、2002~2012年の間にSME専用融資のためのクレジットラインを民間商業銀行に供与。同時にEUの資金援助でSME融資市場の(銀行)人材育成にかかわるトレーニングを実施。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年7月3日制定#124「マイクロファイナンス機関法 (Law on Micro-finance organizations)」</li> <li>・大統領令159「On Measures on Development of Micro-crediting System in the KR」(2001.05.08)</li> <li>・2004年末のマイクロファイナンス機関は、①2つの専門(金融)機関: KAFCとFinance Company on Support and Development of Credit Unions (FCSDCU)、②78のマイクロクレジット機関、③26のマイクロクレジット会社、④305の信用組合、⑤116の質屋。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・零細企業や個人事業者の資金ニーズに対応できる安定したマイクロファイナンス機能の確立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロクレジットの需要は強いが供給が足りない。</li> <li>・マイクロファイナンス法の改善。</li> <li>・融資担当者の賄賂問題が依然、存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EBRD、IFC、USAID、SECO、EU協調による「Micro and Small Enterprise Finance Facility Project」がマイクロファイナンスの実施とマイクロ金融機関のトレーニングを実施。</li> <li>・UNDPがPoverty Reduction Programの一環で地方のマイクロクレジット組織の設立・強化を支援。</li> <li>・ADBが信用組合の設立・強化を支援。</li> <li>・IFC “Assistance with Legislative Framework for Microfinance Institutions” : IFCがマイクロファイナンス専門家を派遣してUSAID、キルギス国立銀行との共同作業でマイクロファイナンス法の起草と政府・関連機関の能力向上を図る(2006年まで)。</li> </ul>
保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SMEやマイクロ企業向けの融資保証・信用保証にかかわる特段の政策・機関は見られない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証機関は存在しない。</li> </ul>	
出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府が直接、間接にSMEに出資する政策は存在しない。</li> <li>・2004年6月14日修正「投資法」(Law on Investments in the KR、基本は2003年3月27日同法)。</li> <li>・2004年12月9日修正「株式会社法」(Law on Joint-Stock Companies、基本は2003年3月27日同法)。</li> <li>・2003年12月24日修正「経済的な会社と連関に関する法」(Law on Economic Companies and Associations、基本は1996年11月15日同法)。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドナー支援による投資基金を除いて、SMEに対する積極的な出資は行われていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SEAF Central Asia Small Enterprise Fund (CASEF): IFC、USAID、スイス経済省経済事務局 (The State Secretariat for Economic Affairs: SECO) が2002年7月から共同運営するSME対象の民間投資ファンド(資本参加と経営支援)。SECOは430万USドルの投資資金と70万USドルのTA予算を計画。</li> </ul>
リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年7月4日修正「リース法」(Law on Leasing、基本は2002年7月23日同法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナシヤルリースに法的根拠を与え、SMEに対する投資を可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース機材にVATがかかるなど、リース促進のための税制が不備。</li> <li>・リースに対する知見・経験のある金融機関がほとんどない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IFCとSECOが2001～2004年にリース産業育成(SME振興のためのファイナシヤル・リース)に関する技術支援を実施。TA対象は地方政府、リース会社、起業家等。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	ベンチャーキャピタル	・ドナー支援によるNGOを含めて特段のVC政策・機関は存在しない。		・ベンチャーキャピタルは存在しない。
	データベース		・SMEに関するデータベースは存在しない。	
	市場開拓	・大統領令331「2004年9月から2005年8月までの投資マトリックス」(2004.10.07.)	・観光業や農産物加工のキルギス主要産業において、マーケティングを意識したサブライチエーションが弱い。 ・輸出促進を含めたマーケティング強化のため、輸出促進の組織化・能力強化が進んでいない。	・SECOとHELVETASが「Destination Marketing Organization Project」を実施。 ・JICA開発調査「営農改善及び農産物加工業振興計画調査」。 ・WB「Agribusiness Marketing Project」。
	R&D支援	・特段の政策や政策実施機関は存在しない。		
	インキュベーター	・労働・社会保障省114「Regulation on Business-Incubators under the Ministry of Labor and Social Protection of the KR」(2004.09.27.) ・「Model Regulation on Business Incubators in the KR」(1997.06.02.)	・インキュベーターは存在するが、断片的な活動にとどまる。	・USAIDとユースラシア基金が共同で、Congress of Women)によるビジネスインキュベーター組合の形成を支援。 ・EBRDがITビジネスインキュベーターに、ドイツ国際技術協力公社(Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit: GTZ)もいくつかのインキュベーターへのTAを実施。
	企業組合	・「Law on Non-commercial Organizations」(1999.10.15., #111) ・「Law on Chamber of Commerce and Industry」(1994.04.13., #1460-XII) ・法律で規定された中央集権的な商工会議所はない。ただし政府(前政権)に近いとされるCongress of Business Associationがある。	・IBC、IRT、行動変容のためのコミュニケーション(Behavioral Change and Communication: BCC)等の産業組織(NGO)が形成され、政府との政策提言協議を行いつつあるが、組織・能力は依然、脆弱。 ・上記組織の活動はドナー支援に依存している。	・USAIDによる、IBCやIRTの設立・能力向上にかかわる支援。
	SME優遇税制	・「Law on Simplified Taxation System for Entities of Small Entrepreneurship」(2001.12.07., #102)により簡易課税制度の適用が認められている。		
	ビジネス・サ ービス・プロ バイダー	・ビジネス・サービス・プロバイダーの形成・育成にかかわる特段の政策・支援措置はない。	・事業を行うSMEがビジネス・コンサルティンク・ニーズをあまり感じない。 ・ビジネス・サービス・プロバイダーの人材能力不足と情報アクセスの不足。	・USAID「Enterprise Development Project」が地方を中心に、企業戦略コンサルティンクやマーケティング強化・産業関連強化を実施。 ・EBRD「BAS (Business Advisory Service)」がビジネス・サービス・プロバイダー



	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興				
SME人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府による直接、間接のSME向けビジネスコース運営（支援）は実施されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SME人材育成のためのトレーニングや再教育。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政措置の欠如。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA「キルギス日本人材開発センター」でのビジネスコース運営支援。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビシケクではキルギス国立大学 (Kyrgyz State National University)、キルギスロシア・スラブ大学 (Kyrgyz-Russian Slavic University)、アメリカン大学 (American University in Central Asia) が主なプロバイダー。</li> <li>・国家プログラム「21世紀の職業専門家 (Bilim)」</li> <li>・「初等職業教育法」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業家（起業家）育成のための高等教育実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いビジネス高等教育人材（教官）の不足。</li> <li>・学生、企業家の授業料負担能力が不足。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練制度の法制度化。</li> <li>・職業訓練実施のための組織化・システム化・予算制度化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練校が市場経済化ニーズに合致した教育を実施できていない。</li> <li>・法制度と実施面での整合性がとれていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GTZが「Regional Cooperation in Vocational Training of the Countries of Central Asia and Caucasus」で職業訓練校の能力向上（人材育成、制度改革）を支援。</li> </ul>
貿易促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MEDITが「対外経済協力・WTO・貿易局」を有するが、特定の貿易促進組織は存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出志向の企業や個人に対する情報やトレーニングの提供。</li> <li>・輸出振興のためのITの提供。</li> <li>・国際貿易に関する情報提供。</li> <li>・市場調査の実施。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出促進のための融資・保証にかかわる特段の政策・支援措置はない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・EBRDのTrade Facilitation Programmeにより、民間企業の国際市場へのアクセス支援のため、輸出入業者に対して銀行がLetter of Creditsを出す際に保証する。</li> </ul>

### 2-3-3 我が国の支援の方向性に対する提言

- ・経済発展・産業貿易省（Economic development/the Ministry of Industry and Trade : MEDIT）等のビジネス振興に係るキルギス共和国政府機関の組織的・人的能力と支援消化能力は全般的に低いと感じられる。ビジネス振興に係る我が国支援の効果的・効率的な実施のためには、行政機関を主な実施機関とするのではなく官民の連携組織としての産業連盟等のNGOを想定することが望ましい<sup>3</sup>。
- ・MEDITを含めた行政官庁については政府組織の体制と政策方針が固まる新政権発足後の今秋以降の様子をみたく、短期の個別専門家派遣のニーズに応えつつ、技術協力プロジェクトや開発調査を実施する際の窓口機関として限定的な支援（セミナーやトレーニングを通じた能力向上）を実施することが適切と考えられる。
- ・キルギス共和国の有望な外貨獲得産業である観光産業のマーケティング強化と投資促進は重要課題である。現在、観光産業のサービスの質とマーケティング力は低く、キルギス共和国観光産業の潜在力を活かしていない。首都ビシケク周辺と最大の観光スポットであるイシクル地域の観光産業におけるサービス提供者（ツアー会社、ホテル、レストラン、レジャー施設、エコツーリズムサービス業者）と周辺産業（農産物加工、製造業）との連携を強め、観光サービス内容の向上を図るための情報整備、マーケティングノウハウ移転、人材育成（トレーニング）を行う技術協力プロジェクトまたは開発調査が有望と考えられる。実施上の課題はビシケクまたはイシクル地域で実施能力のあるカウンターパート（Counterpart : C/P）（NGO）を適切に選定することであり、複数ある既存の観光協会やNGOとの連携を図りながら観光振興のための独立専門機関形成に向けた流れをつくることが望ましい。
- ・現在、設立が検討されている投資促進機関（Investment Promotion Agency : IPA）構想が進展した場合は、同機関における投資誘致促進能力向上を図るための技術協力プロジェクトの実施も可能性の一つとなりうる<sup>4</sup>。

## 2-4 ウズベキスタン

### 2-4-1 経済・民間セクターの現状と課題

ウズベキスタンは2600万人という中央アジア最大の人口を擁する「大国」である。「漸進的改革(Gradual Approach)」を標榜するとともに、綿花関連産業と鉱物資源（特に、金）産業に特化した単純な経済・輸出構造<sup>5</sup>を活かして、旧ソ連崩壊直後には最も緩やかな経済規模減少と早期の経済回復過程を歩んだ。豊かな農産物資源を活かしてエネルギー・食料の自給をほぼ達成している。1996年の綿花不作と世界的な一次産品価格下落に伴い大幅な貿易赤字に転落したあと、貿易政策・外貨管理の強い引き締め（保護・規制強化）を図り、貿易黒字こそ回復したものの大幅な通貨下落、高いインフレ上昇率、FDI減少を招き、名目GDP規模（USドルベース）は縮小し一人当たりGDPは2004年でも約380USドルと低迷している。2003年10月にIMF 8条国に移行し、WTO加盟交渉も進めていることから一層の貿易・投資・為替の自由化が期待される

<sup>3</sup> MEDITは本庁に約200名の職員を有し地方にも支部を有する大官庁である。ビジネス振興に関する技術協力プロジェクトや開発調査を実施する場合は、同省を窓口機関としたうえで個別テーマに対応するNGOや民間組織を実施機関とすることが望ましいが、今回調査で適切な個別テーマ・機関を特定するには至らなかった。

<sup>4</sup> 現在、MEDITには「FDI誘致センター」がありMEDITはその機能強化支援プロジェクトを望んでいる。しかし、同センターの実施能力は脆弱でIPA構想との重複もあることから現実的ではない。

<sup>5</sup> 2003年の輸出構造に占めるシェアは綿花29%、金34%（図2-9を参照）。

ものの、大統領に強い権限が集中する中央集権的な政治・経済体制のもとで、これら規制緩和・制度改革の進展は遅れている。貿易収支・経常収支は黒字を維持しているものの、インフレ抑制策の継続と中期的な対外債務返済のピークを控えて厳しい外貨管理とマネーサプライ抑制を続けており、市中の現金流量が極端に低いといわれている。韓国の大宇自動車との合弁<sup>6</sup>によるUzDaewoo自動車をはじめとする一定の加工（組立）型製造業の基盤はあるものの、部品の多くは輸入に頼り製品開発力もないことから、中長期的な製造業発展や産業構造強化に係る展望は開けていない。

#### 2-4-2 ビジネス環境の現状と課題

ウズベキスタンのビジネス環境全般については、表2-4のとおりであるが、主要なポイントは以下のとおりである。

- ・ 全体的なビジネス環境としては中央アジア4か国の中で最も後れている状況にあると判断される。その理由は、①大統領権限が極端に強く、詳細な個別政策方針まで大統領令で規定されるなど民主的な政策決定プロセスがなくガバナンスの不透明さと政策の一貫性欠如が目立つため、長期・継続性のある事業活動を指向する内外の投資家にとってリスクが高すぎることに、②厳しい外貨管理・現金管理・銀行口座管理のもとで、あらゆる企業活動が銀行口座を通じた決済を強いられており、企業にとって必要な適切なキャッシュフロー管理が不可能、かつコスト高を招いていることに、③高い税率や②の要因により経済活動の（一部）地下化が発生しやすく企業の経営管理が複雑化するとともに、企業行動規範・倫理を重視するグローバル企業には対応不可能であることである。
- ・ 上記要因や各種規制の存在を背景に、ウズベキスタン進出海外企業の撤退や資本逃避、民間セクター経済の縮小傾向を指摘する声がある一方、ロシア、中国、トルコ等からの投資拡大を指摘する声もあり実体経済の動向については把握が難しい。
- ・ 2005年7月末に再編された「対外経済関係・投資貿易省」次官の話では、「政府の経済統制を緩めて民間主導の成長に転換する」との方針のもと、民間商業銀行の国営銀行との合併の動きがある。しかし、金融セクターを中心に実態面では規制強化の動きすら見られる。
- ・ ビジネス振興に係る税制、貿易・投資促進等の法制度整備面では一定の進展も見られるものの、行政手続き実施面での課題が山積しており、全体的なビジネス環境が悪いなかでそれらが有効に機能するには至っていないと判断される。
- ・ 2004年、発足（再編）したウズベキスタン商工会議所（新CCI）は非政府組織としての立場から、官民の政策対話・提言機構としての「ビジネスフォーラム」の主催・運営を通じた積極的なビジネス環境改善やSME振興に取り組む姿勢を見せている。ビジネスフォーラム活動の結果として2006年6月以降の相次ぐ民間セクター・SME振興に係る大統領令や閣議決定が出たとの声もあり、ドナーをはじめとする関係機関も一定の評価と注視をしている<sup>7</sup>。
- ・ 民間（中小）企業は産業構造の裾野が小さくビジネス環境が悪いなかでも個別的な成長を遂げている企業もある。これら企業の企業戦略・マーケティング戦略の構築といった内部競争力強化のニーズは依然、高くサプライチェーンの強化や産業組織化についても今後の課題である。

<sup>6</sup> 既に韓国資本は撤退しウズベキスタン100%資本金会社になったとの情報がある。

<sup>7</sup> 一方、2005年6月以降の矢継ぎ早の民間セクター・SME振興策の発表は5月のアンディジャン事件の再発を恐れる政権中枢が民衆の不満抑制のために打ち出しているとの見方が主流であり、同分野での政策展開の継続性・一貫性が注目される。

表 2-4 ウズベキスタンのビジネス環境マトリクス

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
<p>ビジネス環境</p> <p>貿易自由化、貿易促進、税関・関税</p>	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大統領令UP-3631 「About Improvement of Control System in Sphere of External Economic and Trade Relations, Attraction of Foreign Investments」 (2005. 07. 21.)</li> <li>大統領令PP-26 「About Measures on Regulation of Export-Import Transactions」 (2005. 03. 11.)</li> <li>大統領令UP-3586 「On Deepening of Economic Reforms and Acceleration of Development of Building Materials Industry」 (2005. 03. 24.)</li> <li>大統領令PP-39 「On Measures on Support of Manufacture of Automobile "Lacetti" of Joint-Stock Company "Uzdaewoo Auto"」 (2005. 03. 29.)</li> <li>大統領令UP-3618 「On Measures on Acceleration of Realization of Priority Directions in the Sphere of Deepening of Market Reforms and Further Liberalization of Economy」 (2005. 06. 14.)</li> <li>大統領令UP-3321 「On Measures for Further Liberalization of Foreign Trade Operations in the ROU」 (2003. 09. 26.)</li> <li>閣議決定318 「On Further Measures for the Simplification of Procedures for Product Certification」 (2004. 07. 06.)</li> <li>閣議決定129 「On Actions on Realization of the Law of ROU on Protective Actions, Antidumping and Countervailing Duties」 (2005. 05. 19.)</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易 (輸入) 制限措置の緩和・簡素化。</li> <li>輸出入の50%の強制売却制度、輸出入契約の取引銀行と税務署への登録の継続。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SMEのわずか1〜3%しか輸出入を行っていない。(2003年)。輸出入手続きの困難さ、通関手続きの難しさを理由にするSMEが多い。</li> <li>卸売業 (消費財輸入) では2002年末に新たな認証手続きが必要となった。</li> <li>通関時の物品価格評価があいまいで輸出入の障害との声。</li> <li>次頁「SME振興」のSME輸出入業者が非公式のコストが輸出入時にかかり最大の障壁との意見。</li> <li>獲得した外貨の50%は即時、現地通貨化を要求されるが、外貨への交換は困難 (時間がかかる)。</li> <li>中小・零細企業向けの外貨管理規制緩和措置は再輸出業者には適用されない。</li> <li>輸入制限が緩和される一方で、為替決済を行う商業銀行を通して口座情報や税務当局に伝わり管理・監査が強化される傾向がある。</li> <li>2002年に設立されたUzstandartと税関の2つの輸入品認証手続きがあり、両機関の調整不足が通関プロセスの複雑化と長期化を招いている。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>USAID-TFIがWTO専門家を長期派遣し、WTOワーキングパーティーへの提案策定や人材育成の面で支援中。</li> <li>EUが "Comprehensive Program for Implementation (1999-2005) of Agreement on Partnership between the ROU and the EU on Cooperation with EU regarding Uzbekistan's entry into WTO" を採択。</li> </ul>
<p>WTO加盟</p>	<p>(a) 1994年にWTO加盟申請中で現在は「オブザーバー」。</p> <p>2002年以降、交渉が本格化。2003年末に係省庁による委員会が "Action Plan for Preparations for Uzbekistan's Entry into WTO" を決定。</p> <p>共和国法N ZRU-1 「On Ratification of Protocol to the Agreement on Partnership and Cooperation between ROU and EU...」 (2005. 05. 18.)</p>	<p>(b) WTO協定に整合的な貿易制度・関税法の実施能力の改善・向上。</p>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共和国法 ZRU-2 「On Modification of Some Acts of the ROU」 (2005. 05. 23.)</li> <li>・閣議決定610 「On Parameters of State Budget of the ROU for 2005」 (2004. 12. 28.)</li> <li>・共和国法 「On the Customs Tariff」</li> <li>・共和国法 「On the State Tax Service (改正法 (1997. 08. 29))」で税務国家委員会 (State Tax Committee)、市・地方政府の税務局、地方・各市の税務検査官の三者が税務サービスを管轄することを規定。</li> <li>・2003年には税制改正 (令) が40回出され、90項目の変更を実施。</li> <li>・閣議決定490 (2001. 12. 31.) : 法人税率 (利益税) 24%、閣議決定455 (2002. 12. 30.) : 法人税率 20%、閣議決定567 (2003. 12. 25.) : 法人税率 18%、現在は15%。</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス活動に係る税の簡素化と軽減。</li> <li>・SMEに対する徴税簡素化の促進。</li> <li>・一般税制での平均税率は19.7%、簡易課税ベースで17.6%程度に (2003年)。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SMEにとって「税制がビジネス上の最大の障害」との意見が依然、強い。度々の税制変更に対して過半数SMEが不満。</li> <li>・約20%のSME利益がアンダグラ化していると思われる。</li> <li>・簡易税制適用に移行しているSMEは建設、鉱工業、農業で過半数に増加。卸・小売では逆に減少傾向。</li> </ul>	
外国為替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央銀行令610 「On Statement of Rules of Making Open Currency Policy」 (2005. 06. 28.)</li> <li>・2003年10月にIM8 条国に移行。</li> <li>・大統領令 UP-3321 「On Measures for Further Liberalization of Foreign Trade Operations in the ROU」 (2003. 09. 26.)</li> <li>・閣議決定355 「On Measures for Liberalization of Foreign Currency Operations in Foreign Economic Operators」 (2003. 08. 15.)</li> <li>・閣議決定317 「On Measures for Further Liberalization of the Domestic Foreign Currency Market」 (2003. 07. 16.)</li> <li>・閣議決定280 「On Measures for further Liberalization of Currency Market and Unification of Exchange Rates」 (2003. 06. 11.)</li> <li>・閣議決定263 (輸出業者は獲得外貨の即時50%現地通貨化を免除) (2001. 06. 22) (中央銀行、財務省、国家税務委員会)</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨管理の一元化 (為替レートの本化)。</li> <li>・外貨管理規制の継続。</li> </ul>		
金融・銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央銀行令426-2 「On Modification and Additions to Regulations about the Order of Change of Size of Authorized Capital, Structure of Shareholders, Names and Location, Registration of Changes and</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融セクターの自由化と競争環境の促進。</li> <li>・企業、特にSMEの資金調達環境の改善。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行の総資産・資本は順調に増加しているが、銀行口座からの現金引出しが困難で企業にとって適切なキャッシュフロー管理が不可能。</li> </ul>	

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されようとする問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Additions in the Charter of Bank (2005.03.19.)</li> <li>・ 中央銀行令 228-V-2 「On Modifications and Additions in Regulations about the Order of Issue, State Registration and Repayment of Issue of Securities by Commercial Banks」 (2005.03.19.)</li> <li>・ 中央銀行令 3-A/1 「On Statement of Regulations about Order of Use of Corporate Banks' Card in National Currency by Legal Entities」 (2005.03.12.)</li> <li>・ 中央銀行令 10/2 「On Modification and Additions in Regulations about Requirements on Carrying out Operations with Securities by Commercial Banks」 (2005.05.12.)</li> <li>・ 中央銀行令 15/3 「On Modification in Regulations about Order of Registration and Licensing of Banks」 (2005.07.16.)</li> <li>・ 大統領令 PP-56 「On Actions on Further Reforming and Liberalization of Banking System」 (2005.04.15.)</li> <li>・ 大統領令 PP-57 「On Additional Measures on Improvement of Cash Circulation and Reduction-Out of Bank Circulation of Cash」 (2005.04.15.) (ウズベキスタン中央銀行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の資金調達手段の多様化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の銀行口座情報が税務当局をはじめとする第三者に流れる。</li> <li>・ 金利が年利20%以上と高く、設備投資資金・運転資金のいすれにおいても銀行融資を受けるメリットが小さい。</li> <li>・ 民間商業銀行の免許停止や国営銀行との合併・再編が進んでおり、自由化とは逆の統制化・国有化が進んでいる (政府は短期的な銀行再編後に2～3年をかけて、銀行セクターの民営化・自由化を進めるとの立場)。</li> </ul>	
価格自由化と独占禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大統領令 PP-66 「On Organization of Activity of State Committee of the ROU on Demonopolization, Support of Competition and Business」 (2005.05.02.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争促進のための制度・組織環境の整備。</li> <li>・ 消費者権利の保護促進。</li> </ul>		
法制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大統領令 UP-3619 「On Measures on Further Improvement of System of Legal Protection of Business Entities」 (2005.06.14.)</li> <li>・ 大統領令 UP-3620 「On Additional Measures to Stimulate Development of Microfirms and Small Enterprises」 (2005.06.20.)</li> <li>・ 閣議決定189 「On Measures for Improvement of Corporate Management of Privatized Companies」 (2003.04.23.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネス活動に対する行政機関の干渉の削減 (企業家保護の促進)。</li> <li>・ 民間セクター開発、特にSME振興の促進。</li> </ul>		

<p>ビジネス環境</p>	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記について、2001年10月1日に地方政府ごとに“One Window”登録サービスができる組織を設立 (Khokimiyat)。</li> <li>・閣議決定357 「On a Radical Improvement of the System of Registration Procedures in Arranging Entrepreneurial Activity」 (2003. 08. 20.)</li> <li>・「Plan, Schedule of Checks of Legal Entities by Supervising Bodies of the ROJaw on Registration of Legal Entities」 (2005. 5月～7月)</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規起業、及び事業許認可プロセスの単純化。</li> <li>・免許必要事業の削減 (リストからの削除) : 現在、71の免許必要事業。</li> <li>・政府機関による企業への検査執行ルールの明確化による過剰な検査 (干渉) の排除・削減。</li> <li>・SMEによる「報告義務」の簡素化・軽減。</li> <li>・IFC SMEサーベイでは「1年に1度も検査を受けなかったSME」が、2001年の17%から2003年は53%に増加。1社平均で年間1.7回、4.4日、1.9従業員からの検査を受けた。税務調査官の検査を受けたSMEは2001年の80%から2003年には32%に減少。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社登記の所要期間が (31日から) 16日に減少し、登記時に非公式費用がかかったとすると比率が (30%から) 8%に減少。</li> <li>・登記期間の長短は地方によって依然、バラバラがあり、登記機関 (政府) によって行われるべき処理を申請者が行わざるを得ないケースがある。</li> <li>・新規登記企業が業務開始までに必要とする許認可数は2003年で3件。既に事業を行っている者も年間1件の新規許認可が必要 (2003年)。</li> <li>・SMEは5年程度の長期間の免許でなく1年以内の免許取得のケースが多く、更新に係る時間とコストが大。</li> <li>・許認可プロセスが改善されたものの依然、複雑だとするSME意見も多く、許認可プロセスが省庁間にまたがるケースもある。</li> <li>・地方政府が、法の規定以上に種々の報告を求めるとのケースが多いとの意見。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IFCが法務省SME支援・保護局をC/P、商工会議所を調整役として許認可簡素化に関するTAを実施。また、IFCはスイスSECOの資金支援を得て毎年「SMEビジネス環境調査」を実施している。</li> </ul>
<p>標準、規格、証明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Uzstandart (2002年設立)</li> <li>・Uzstandart令 「Rules of Carrying out of Inspection Control of Activities of Accredited Bodies on Certification and Test Laboratories」 (2005. 02. 01.)</li> <li>・Uzstandart令 「Regulations about Order of Declaring of Conformity of Production to Requirements of its Safety」 (2005. 03. 04.)</li> <li>・Uzstandart令 「Rules of Carrying out of Inspection Control of Certificated Production and Services」 (2005. 02. 01.)</li> <li>・閣議決定318 「On Further Measures for the Simplification of Procedures for Product Certification」 (2004. 07. 06.)</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多すぎる標準と認証の数 (7万3,000)</li> <li>・国家標準 (Uzstandart) が時代遅れ、かつ国際標準に整合しない。</li> <li>・消費財の輸出認証手続きが複雑でコスト高になる。</li> <li>・標準と認証に係るハンドブックが存在しない。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多すぎる標準と認証の数 (7万3,000)</li> <li>・国家標準 (Uzstandart) が時代遅れ、かつ国際標準に整合しない。</li> <li>・消費財の輸出認証手続きが複雑でコスト高になる。</li> <li>・標準と認証に係るハンドブックが存在しない。</li> </ul>	
<p>インフラ (IT、通信、電気、</p>	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領令PP-117 「On Additional Action on Further Development of Informational and Coomunication</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術規則にかかわる法制度の改訂。</li> <li>・技術規則の整備・運用にかかわる制度・組織改革。</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多すぎる標準と認証の数 (7万3,000)</li> <li>・国家標準 (Uzstandart) が時代遅れ、かつ国際標準に整合しない。</li> <li>・消費財の輸出認証手続きが複雑でコスト高になる。</li> <li>・標準と認証に係るハンドブックが存在しない。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IFCが法務省SME支援・保護局をC/P、商工会議所を調整役として許認可簡素化に関するTAを実施。また、IFCはスイスSECOの資金支援を得て毎年「SMEビジネス環境調査」を実施している。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>Technologies」(2005.07.08.)</li> <li>「Program of Modernization of Network of Mail Services, Introduction and Development of New Kinds of Services on the Basis of Information and Communication Technologies til 2010」(閣議決定128 (2005.05.19.) の付属文書)</li> </ul>			
	汚職排除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政官と裁判所による汚職は依然、ビジネス界の大きな懸念事項。</li> </ul>	
	土地所有、リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Instruction on Order of State Registration of the Rights on Land Areas in the ROU」(1999.03.30.)</li> <li>・「Land Code of the ROU」(1998.04.30.)</li> </ul>		
投資促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領令UP-3596「On Increase of Wages, Pensions, Grants and Subsidies」(2005.04.13.)</li> <li>・閣議決定「On Additional Measures for Strengthening of Legal Protection of FDI」(2003.05.02.)</li> <li>・閣議決定58「On Perfection of the Mechanism of FDI Attraction for Realization of Priority Investment Projects」(2004.02.09.)</li> <li>・閣議決定560「On Investment Program of the ROU for 2005」(2004.11.30.)</li> <li>・大統領令UP-3594「On Additional Measures to Stimulate Attractions of Private DFDI」(2005.04.11.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資促進のための税制改正と徴税手続きの改善。</li> <li>・投資促進のための法制度整備。</li> <li>・投資マーケティングの促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政権中枢の意思とその変化によりすべてのビジネスルールが変わるために、長期的なコミットメントを考える民間企業・海外企業にはリスクが高すぎて投資できない。</li> <li>・会社登記、許認可、免許、検査の制度・手続きが投資促進の阻害要因。</li> <li>・高い税率と徴税手続きの煩雑さ。</li> </ul>	
	FDI促進税制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税法において外国企業に対する租税措置が不明確(法人税(利益税)が20%に減税されたものの、外国企業に対しては30%が適用されている)。</li> </ul>	
	データベース			
	統計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が統計報告にとられる時間が多い。</li> <li>・統計データの信頼性についてビジネス界では疑問の声が強。</li> </ul>	
SME振興	SME振興政策・法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小企業のGDPシェアを2004年の36%から2007年に45%以上に拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IFCとSECOがSMEビジネス環境調査を毎年、実施して結果を発表。</li> </ul>	



	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年にSME関連で49以上の閣議決定や大統領令が布告された (IFC SMEサーベイ)。</li> <li>大統領令「On Measures for Radical Increase in Share and Importance of Private Sector in Uzbekistan Economy」(2003.01.24.)</li> <li>閣議決定439「On Approving Classification of Enterprises and Organizations Referred to as Small Enterprises (Businesses)」(2003.10.11.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済省、国家資産委員会、財務省、司法省、商工会議所が協力して小企業活動の保証・優遇政策を起案・実施する。</li> <li>税制優遇、手続きの簡素化・削減、大企業サポーターリング企業の形成促進、地方小企業の形成促進。</li> </ul>		
SME振興に係る省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領令 UP-3602「On Formation of State Committee of ROU on Demonopolization, Support the Competition and Entrepreneurship」(2005.04.30.)：(反独占・競争と企業家支援国家委員会)</li> <li>2003年にSME関連で49以上の閣議決定や大統領令が布告された (IFC SMEサーベイ)。</li> </ul>			
SME振興組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>対外経済関係・投資貿易省 (2005年7月再編) SME Coordination Council</li> <li>反独占・競争・企業家支援国家委員会 (2005年4月に国家資産委員会SME支援部門等を統合・再編)</li> <li>法務省「SME支援・保護局」の設置によるSMEビジネス活動への干渉の抑制 (閣議決定57「On SME Coordination Council」(2000.02.17.))</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>4年経過した法務省SME支援・保護局の認知度は上昇 (SMEの81%が認知) し、同局への訴えの57%は成功だった (IFC SMEサーベイ)。</li> </ul>	
SME融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行令 429-1「On Making Additions to Regulations Concerning Requirements to Credit Policy of Commerical Banks」(2005.05.12.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年の商業銀行のSME融資は前年比+13%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行融資を申請するSMEは2003年に29%に増加 (IFC SMEサーベイ)。しかし、SMEの資金源は依然、限定的。</li> <li>銀行融資の際に必要となる「非公式のコスト」が依然存在 (融資額の8%程度) し、「銀行融資を嫌う」傾向も (IFC SMEサーベイ)。</li> <li>固定資産投資実施SMEの25%が銀行融資を受けたが、自己資金・個人的貯蓄が主な資金源。</li> </ul>	
マイクロクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>共和国法355-II「On Credit Unions」(2002.04.04.)</li> <li>閣議決定309「On Measures for Development of Microfinancing in the ROU」(2002.08.30.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業銀行とNGOのみが扱ってきたマイクロファイナンスの多様化・拡充。</li> <li>零細企業や個人事業者の資金ニーズに対応できる安定したマイクロファイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約20の信用組合が営業するが、マイクロクレジットの供給は依然、不足 (信用組合の総資産規模は約600万USドル。2万社・人に対して融資)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EBRDによる「Micro and Small Enterprise Finance Facility Project」がマイクロファイナンスの実施とマイクロ金融機関のトレーニングを</li> </ul>

SME振興	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行令203-B-3「On Approval of Amendments in Regulations in the Procedure of Crediting Individual Entrepreneurs, Subjects of Small Business by Commercial Banks at the Expense of Credit Lines of Off-Budget Funds」(2004. 11. 29.)</li> <li>中央銀行令24/16「On Modifying the Procedures of Microcrediting Firms and other Subjects of Small Business by Commercial Banks Functioning with Formation of the Legal Person in National and Foreign Currencies」(2004. 11. 06.)</li> <li>SMEやマイクロ企業向けの融資保証・信用保証にかかわる特段の政策・機関は見られない。</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題は、</p> <p>イナンス機能の確立。</p>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用組合の預金金利は24～40%程度、貸出利率は年利約60%、融資上限は約1万USドル、融資平均は500～1,000USドル程度。</li> <li>信用組合法はあるがマイクロファイナンス法が未整備で、EBRD、IFC、USAID等が同分野支援の可能性を検討中。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ADBが信用組合向けのクレジットプログラムを供与。</li> <li>EBRDがADB、WBと協力しながら新たなマイクロ金融機関の設立を模索(金融機関再編プロジェクト)。</li> </ul>
保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEやマイクロ企業向けの融資保証・信用保証にかかわる特段の政策・機関は見られない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証機関は存在しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行融資が履行されない最大の問題は担保不足。現物の担保以外に信用保証の仕組みが存在しない。</li> </ul>
出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が直接、間接にSMEに出資する政策は存在しない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>株式市場や投資基金を通じてSMEに対する積極的な出資は行われていない。</li> </ul>	
リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>共和国法「On Leasing」</li> <li>大統領令DO-3122「On Measures to Stimulate Further Development of Leasing Operations」(2002. 08. 28.)</li> <li>閣議決定199「On Measures to Further Development of Leasing Services」(2004. 04. 26.)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却期間の短縮等によるリース事業の活性化。</li> </ul>		
ベンチャーキャピタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドナー支援のNGO活動を含めVC政策・機関は存在しない。</li> </ul>			
データベース			<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEに関するデータベースは存在しない。</li> </ul>	
市場開拓			<ul style="list-style-type: none"> <li>ウズベキスタンの主要産業である農産物加工分野でのマーケティング力、サプライチェーンは弱い。</li> <li>輸出促進を含めたマーケティング強化のための産業連盟の組織化・能力強化が進んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAID「EDP」プロジェクトによる個別企業・産業組合に対する能力強化。</li> <li>EBRD-IAM、EBRD-BASプログラム。</li> </ul>
R&D支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>特段の政策や政策実施機関は存在しない。</li> </ul>			
インキュベータ			<ul style="list-style-type: none"> <li>インキュベータは存在するが、断片的な活動。</li> </ul>	

<p>SME振興 企業組合</p>	<p>(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新」商工会議所 (Chamber of Commerce and Industry (CCI)、旧Chamber of Commodity Producers and Entrepreneursを非政府組織に再編 (共和国法712-II「On CCI of the ROU」(2004.12.03.))</li> </ul>	<p>(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府管轄の商工会議所を独立した非政府組織にして、①ビジネス環境改善、②法制度改善、③FDI誘致、④企業家の法的保護、⑤トレーニンング、セミナー実施を促進する。</li> <li>(旧体制では、共和国法「On the Chamber of Commodity Production and Entrepreneurs」(1997.08.24.)にて企業の会議所加盟を義務付けていた)</li> </ul>	<p>(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年春以降、9分野での官民の意見交換・政策提言のプラットフォーム (ビジネス・フォーラムと称する) を立ち上げて活動しているが、依然、政府 (大統領) の影響力下にあるとの懐疑的な声が根強い。国家補助金に予算の80%を依存する体制の転換を含めた自立発展性確保の可能性について、しばらく注視が必要。</li> <li>・何らかの企業組合参加SMEは、2003年に全体の68%に上昇 (2002年は51%) (IFC SMEサーベイ)。</li> </ul>	<p>(d) (a)や(c)に対するドナーの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IFCが支援して、CCIスタッフ・メンバーのベトナム商工会議所の視察・研修を実施。</li> </ul>
<p>SME優遇税制</p>	<p>・大統領令UP-3620「On Additional Measures to Stimulate Development of Microfirms and Small Enterprises」(2005.06.20.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SME税制の簡素化・改善 (税金、年金基金、道路基金、学校基金等の複数の支払いに代わって業種ごとの統一税に一本化)。</li> <li>・税務検査、制裁手続きの明確化の措置を実施 (企業の税務検査は税務当局だけが実施し犯罪行為の認定は検察庁だけが実施)。</li> </ul>		
<p>ビジネス・サービス・プロバイダー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス・サービス・プロバイダーの形成・育成にかかわる特段の政策・支援措置はない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドナー支援で民間のビジネス・サービス・プロバイダーが活動しているが、全般的なビジネス環境の悪さからビジネス・コンサルティング・ニーズを感じるSMEが少なく、厳しい状況にある。</li> <li>・ビジネス・サービス・プロバイダーの人材能力不足と情報アクセスの不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USAID-EDPが地方を中心に、企業戦略コンサルティングやマーケティング強化・産業連関強化を実施。</li> <li>・EBRD-BASがビジネス・サービス・プロバイダーの育成・強化と個別企業へのコンサルティングを実施。</li> </ul>
<p>SME人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府による直接、間接のSME向けビジネス運営 (支援) は実施されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SME人材育成のためのトレーニンングや再教育。</li> <li>・企業家 (起業家) 育成のための高等教育実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政措置の欠如。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA「ウズベキスタン日本人材開発センター」でのビジネスコース運営支援。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いビジネス高等教育人材 (教員) の不足。</li> <li>・金で学位を買える風土・意識の存在。</li> </ul>		

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
貿易促進	貿易促進組織 ・2005年7月に対外経済関係庁を「対外経済関係・投資貿易省」に再編。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国貿易の自由化促進。</li> <li>・国内生産者と外国企業との長期安定したパートナーシップ構築。</li> <li>・国際貿易に関する情報提供。</li> <li>・市場調査の実施。</li> </ul>		
	融資・保証 ・輸出促進のための融資・保証にかかわる特段の政策・支援措置はない。			

### 2-4-3 我が国の支援の方向性に対する提言

- ・政府の意思決定プロセスとガバナンスに課題が残る以上、ビジネス振興に係る行政諸官庁への支援については、政府組織の体制と政策方針の推移を見極めつつ、短期の個別専門家派遣のニーズに応えながら、限定的な支援（セミナーや国内外のトレーニングを通じた能力向上）を実施することが適切と考えられる。その際には日本センターとの効果的連携やリソースの有効活用を図ることに留意する必要がある。なお、制度整備分野よりも行政手続き実施面（具体的ノウハウ）での課題が多いことから、行政手続き向上に係る有望な実施機関がある場合には、個別テーマに係る技術協力プロジェクトを実施する必要性はある。
- ・政府のガバナンス強化と制度整備・実施プロセス改善がビジネス振興上の重要課題となるが、その実現には産業団体強化を通じた間接的なアプローチをとることが有効と考えられる。CCI設立を主導した改革派と目されるアジモフ前副首相が対外経済関係・投資貿易大臣に移るなど政権中枢構造の不安定さと改革の継続性（＝CCIの将来）に不安が残るものの、ビジネスフォーラムという新たな官民対話の土俵をつくりあげたCCIの能力向上にかかわる技術支援の可能性（CCIの業務運営能力と中小企業政策を中心とする政策立案・提言能力の向上を図る技術協力プロジェクト等）は検討に値する。CCI以外にも個別セクターやビジネス関連のNGO組織（税理士協会等）の産業団体強化を図ることがビジネス振興をより効果的に促進するためのアプローチとなりうる。キルギス共和国のIBCとの連携強化等を通じた産業団体強化に係る中央アジア共通のアプローチとすることも可能と考えられる。
- ・Uzstandart（規格・認証・度量衡機関）からはJICA支援への期待や個別テーマが例示され一定のニーズがあることは理解できたが、同庁の人的能力と支援消化能力は乏しいと見られ、当該分野での支援を検討する際には、中央アジア4か国に対する支援（キルギス共和国、タジキスタン等でも同様のニーズあり）の一環として効率的な投入を視野に入れる必要がある。
- ・農産物加工産業のサプライチェーン強化を図る技術協力プロジェクトまたは開発調査も有望と考えられる（サプライチェーン強化は中央アジア諸国企業が内部的に抱える共通課題）。実施にあたっては、特定の地域、農産品、農産物加工品を選定したうえで、農民、流通業者、農産物加工業者、容器等周辺製造業者との連関を強め、農産物加工産業の付加価値向上を図るための農民組織化、営農方法の改善、市場の発掘・特定、人材育成（トレーニング）を行う。日本センターやUSAIDのプロジェクトのように、特定の実施機関を必ずしももたずにプロジェクトを自ら運営するアプローチをとることが想定される（現在でも草の根技術協力などでは実績がある）。

## 2-5 タジキスタン

### 2-5-1 経済・民間セクターの現状と課題

タジキスタンは人口630万で、一人当たりGDPが180 USドルと最貧国の一つであり、労働人口の3分の2は自給を主とした農業に従事しており、2003年の推計値で人口の68%が貧困ライン（月額16 USドル）以下の生活を強いられている。1991年のソ連邦解体後、1992年5月に共産党勢力と反政府勢力との対立が武力衝突に発展し、その後戦闘は断続的に継続され、1997年の和平合意成立までの間、国家経済は疲弊した。経済はアルミニウム、綿及び水力発電に大きく依存しているものの（2004年の輸出額のそれぞれ63%及び18%）、1997年の内戦終結以降、過去5年の経済は堅調な成長を示しており（GDP成長率平均約9%）、綿以外の農業や、アルミニ

ウム以外の軽工業、食品工業といった産業も少しずつ成長してきており、産業は多様化へと向かいつつある。加えて、労働社会保障省統計で45万人、国際移住機構（International Organization for Migration : IOM）統計で65万人、非公式で100万人ともいわれている出稼ぎタジキスタン人による、GDPの20%に相当する海外送金（3億USドル<sup>8</sup>）が国内需要を支えているが、これは同時に、国内経済が十分な労働需要を創出していないことを示している。

図2-5、図2-6にあるように、タジキスタンの労働人口の3分の2は農業に従事しているにもかかわらずGDPの23%しか占めていないことから、農業分野における付加価値がきわめて低いことがわかる。GDPの56%は貿易を中心としたサービス業で占められており、また、工業分野は、小規模な同国にとって産業連関の低いアルミニウムの精錬及び水力発電に占められていることから、農業及び農産加工を中心とした産業育成が同国にとってきわめて重要であるといえる。観光開発のポテンシャルも高いものの、東アジアや欧米からの航空路線へのアクセスの悪さや、道路インフラ整備の遅れ、緊急医療・輸送体制の不備などにより、基礎的インフラの整備を待たなければならない状況にある。

タジキスタンではいまだ国営企業の民営化が遅れており、2002年末において小規模企業の民営化は完了したものの、中・大規模の国営企業の民営化は2003年時点でまだ半分しか完了しておらず、300社が国営企業のままとなっている。こうしたことから、民間セクターは未熟であり、GDPに占める割合は2002年で50%となっている<sup>9</sup>。政府の統計によると、2002年には50人までの小企業が6,050社、51人から250人までの中企業が142社、個人企業が7万1,309社、民間農園（Dekhkan Farms）が1万5,463社登記されている。しかしながら、6,000社程度の小企業のうち、稼動しているものは19%にすぎないなど、統計が不備であることからSMEセクターの規模の実態は明らかでない。

#### 2-5-2 ビジネス環境の現状と課題

タジキスタンのビジネス環境全般については、表2-5のとおりであるが、主要なポイントは以下のとおりである。

- ・民主化が進んでおらず、企業組合なども脆弱であることから、政府に対してビジネス環境を改善するためのプレッシャーを与えられない状況にある。一方、WB、ADB、USAIDといったドナーが、政府に対して支援を引き換えとした圧力をかけることにより、組織・制度面での改善が進められている。
- ・ドナーの支援により租税法、関税法をはじめとする法制度は基本的に整備され、現在それらの実施細則についての整備が行われつつあり、登記や検査の合理化も進められているが、行政官のレベルでの改善が見られていないため、行動規範の確立及び末端における実施能力の強化が求められている。
- ・政府と民間との間に信頼関係がなく、登記手続き、納税手続きや各機関による検査が煩雑であることから、中小企業はインフォーマルな活動に傾注する傾向が続いている。また、小規

<sup>8</sup> 公式統計に基づく。非公式には、この数倍ともいわれている。

<sup>9</sup> Strategy for Tajikistan, July 2003, EBRD

模な汚職が頻発しており、政府・民間の活動双方に透明性がない。

- ・ 貿易手続きに多くの障害が残っているものの、インフォーマル化している中小規模の企業活動にとっては、実際には大きな問題とは捉えられていない。
- ・ 銀行システムの信頼性が低く、海外からの送金額は大きいものの銀行への貯蓄はきわめて少ない。貸出利率も高く、貿易への短期融資がほとんどとなっている。
- ・ 中小企業支援のための行政組織は、予算がほとんどなく支援すべき産業も脆弱であることから、実質的な活動は行われていない。
- ・ 国内の雇用機会が少ないことから多数の労働者が海外に流出してしまっている一方で、建設業などにおける熟練労働者については海外からの技術者に頼らざるを得ないという、労働市場のミスマッチが起きている。既存の職業訓練校は旧態依然のものであり、国内労働市場のニーズに応えられていない。

表2-5 タジキスタンのビジネス環境マトリクス

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ "Export Strategy of Tajikistan 2006-2010 years"</li> <li>・ 2003年10月 Law "On Customs Tariffs"</li> <li>・ 2004年11月 "Customs Code" (2005年1月発効)</li> <li>・ 輸入関税は平均7~8%であり、食料品には15%程度かかっているものもある(歳入省)。</li> <li>・ 600人の国境警備隊、300人の税関職員員の再教育を進めている(歳入省)。</li> <li>・ 1999年9月 Law "On Government Regulation of Foreign Trade Activities"</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出品目の多様化のための産業育成。</li> <li>・ 原料輸出から製品輸出への移行。</li> <li>・ 輸出にかかると行政手続の簡素化。等</li> <li>・ 関税率の統合化。</li> <li>・ 地域における貿易政策の統合化の促進。</li> <li>・ 輸出にかかるとる官僚主義の減少。</li> <li>・ WTO協定及び京都プロトコールと整合した関税法の導入。</li> <li>・ 設備投資ないし技術革新目的で輸入された生産・技術設備に対するVAT及びVATの免除。</li> <li>・ 輸出入許可制度の廃止。</li> <li>・ 外国経済活動認可の廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出業者として登録する際の費用が高い。</li> <li>・ 輸出品への保険費用が高い。</li> <li>・ ウズベキスタンの保護主義的貿易政策により、タジキスタンの商品の市場アクセスが妨げられてきた。</li> <li>・ 関税システムが複雑・非効率で、時間がかかる。</li> <li>・ 商品価額の評価方法が統一されていない。</li> <li>・ ゴススタダンダードの証明書がない物品はすべてタジキスタダンダードの証明が発行されるまで税関に止められる。実際にどの品目に証明が必要であるのか、公開されていない。また、こうした証明書の必要性についての法的根拠がない。</li> <li>・ 税関の汚職の継続。</li> <li>・ VAT免除は、4省庁(経済省、法務省、財務省、歳入省)からの許可が必要なうえ、「国の発展のために有効な機材」の認定を受ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ USAID-TFIを通じて、中央アジア4か国において通関書類に関するマトリクス (Trade Requirements Matrix) の整備を行っている。また、500のメンバーをもつ企業団体にキヤパシテイタービルディングの専門家を派遣している。タジキスタン・アフガニスタンの貿易機会を調査している。</li> <li>・ SECOは、Trade Promotion Programme for Central Asia : International Trade Centerと契約し、輸出戦略、貿易支援組織の創設・能力強化、SMEの能力強化、国際貿易システムの理解とポテンシャルの発掘支援、品質管理、貿易情報システムの整備を行っている。</li> <li>・ ADBに対して税関の近代化のための、情報システムとインフラ整備のための借款を要請中。</li> </ul>
WTO加盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2001年よりWTO加盟申請中。作業部会が2回開催され、二国間交渉も継続中。</li> <li>・ 貿易に関する技術的障壁 (Technical Barrier to Trade: TBT)、衛生植物検疫措置 (Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS)、貿易関連知的所有権 (Trade-Related Aspects of</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府のWTO加盟へのコミットメントはあつるものの、WTO加盟への必要事項(法律、規則、手続き)を理解している政府職員が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ USAIDによるWTO加盟のための法律・規制の作成・修正支援 (トレーニング及びアドバイザー)。</li> </ul>



	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<p>Intellectual Property Rights : TRIPS)、立法計画の情報提供が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2003年5月にExcise法をWTOの規定にあわせたものに改訂した。2002年5月に関税と免税品目の数を減らした。</li> </ul>			
租税	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002年にMinistry of State Revenues and Customsの設立され、徴税が改善された。</li> <li>2004年11月の新租税法により、SMEへの簡素課税率12%が導入され、また、法人税は30%から25%に引き下げられ、VAT納付義務は年商1万6,000USドル以上に上げられた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>税法が複雑で税率が著しく高い。</li> <li>簡易税制導入後も、一般税は13種類、簡易税は10種類の税金を払う必要がある。</li> <li>40%程度の企業が脱税をしている。</li> <li>新租税法により、年商の1%の法人最低収益税が導入された。</li> <li>社会基金のために、給与の25%が天引きされる。</li> <li>地方税の選付のシステムが不備。</li> <li>租税検査官の給与が低いとともに、専門的訓練を受けていない。</li> <li>租税警察と租税調査官の協調が欠けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDによる、Ministry of State Revenues and Duties (租税部門)に対する、法細則の制定、行動規範の作成、SMEの収入推計方法、Central Taxpayer Registration Systemの整備。</li> </ul>
外国為替	<ul style="list-style-type: none"> <li>NBI規制2000年1月 "On Inflow &amp; Outflow of cash foreign currency and securities in Foreign Currency"</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替の安定化。</li> <li>資本流出の回避。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行間取引市場が未発達である。</li> <li>外貨交換の煩雑である。</li> </ul>	
金融・銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>11の商業銀行、1つの外国銀行支店、5つの信用組合、7つのノンバンク金融がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>近年まで商業銀行は銀行の関係者に対して短期の貿易融資を行ったり、外国為替市場に投機を行ったりしていたのみで、民間企業の成長に必要な金融仲介業は著しく限られている。</li> <li>貸出利率が30~40%と高い。預金利率は外貨・内貨とも14%と、銀行の信用の低さを表している。政治的な影響も受けている。</li> <li>15の銀行のうち、中央銀行の基準を満たすものは5行にすぎない (EBRD)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDによる中央銀行に対する金融政策支援。</li> </ul>
価格自由化	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格は基本的に自由化されており、公共料金のみに統制されている。</li> </ul>			
独占禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年11月 Law "On Competition and Restriction of Monopolies in Merchandise Market"</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品・サービスの生産・流通に関する独占の禁止。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>開放型システム間相互接続 (Open Systems Interconnection : OSI) AF Economic and Business Development</li> </ul>

		(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001年1月Resolution "On the State Agency for Anti-Monopoly Policy and Support of Entrepreneurships"</li> <li>2004年5月The revised Law on "Securities &amp; Stock Exchange"</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>司法システムに対する信頼性が低い。</li> <li>破産法の細則が不十分であり、実効性に欠ける。</li> </ul>		<p>Programにより、独占活動を抑制するための法制度ハンドブックが作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DfID、OSI、欧州安全保障・協力機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe : OSCE)、USAID等が商業法の分析や第三者の仲介による示談制度の設立、法案の作成等に関する支援を行っている。</li> <li>USAIDが商法改善の支援を行っている。</li> <li>USAID、OSI、ソロス財団、Sidaが協力して、Judicial Training Centerを設立して、Commercial Court職員へのトレーニングも実施している。</li> </ul>
登記、許認可、ライセンス、検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年4月Law "On State Registration of Legal Entities" 制定され、ライセンス数が110から30%程度削減され、登記にかかる日数が10日に減少し、費用が減って書類も簡素化され、司法省及びその地方機関のみが登記にかかわることとなった。</li> <li>検査については、消防、エネルギー、環境保護、貿易手続き、衛生・伝染病等があるが、検査官のInspection Registration Bookへの署名を義務づけることにより、違法な検査を避けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社を登記するのに多くの政府組織の認可が必要で、2か月かかり、費用が高く、賄賂を要求されるため、登記せずに地下活動に走る企業が多かった。</li> <li>SMEは平均年間16回検査を受けた。95%の企業がそれぞれ7回程度の税務検査を受けた。ほとんどの企業が何らかのインフォーマルな支払いを行った。</li> <li>ライセンスに関する法律・規則は不備であり、SMEの半数以上はライセンスに関する情報が得られていない。</li> <li>ライセンスの適用が当局の裁量次第となっている。</li> <li>登記されてもなお、いくつもの認可を受けなければビジネスを開始することができない。さらに、許認可の基準が明確でなく、再申請の必要が出る場合がある。認可を受けるのに平均6.5日かかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の検査項目が多く、いくつもの機関にまたがっている。また2週間に1回の頻度で行われている。検査を早く終わらせるため、汚職の原因ともなっている。</li> <li>Inspection Registration BookはSMEの42%しか用いていない。</li> <li>登記には300USDかかる。</li> <li>登記プロセスに関する情報が容易に手に入らない。</li> <li>登記に必要なとされる書類が多い。</li> <li>ライセンスを6~12か月ごとに更新する必要がある。</li> <li>罰則規定があまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAID-TFIを通じて、司法省における企業登記システムの簡素化・実施細則の制定支援(司法省、税務当局、統計局、社会基金との調整)、ただし、ドナーの支援がまだ得られていない。</li> <li>上記同様、USAIDがライセンス法の細則作り支援(各省庁の代表とWGにて実施)。</li> <li>IFCはSECOの資金を得て、企業組合、企業家、検査機関と協力して、Inspection法の草案作り及びInspection Registration Bookの普及のための新版の作成を行っている。</li> </ul>	
標準、規格、証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>Tajikistan's Agency for Standardization, Metrology, Certification and Trade Inspections</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の基準システムが国際基準と合致していないのみならず、政府が検査機器すら有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICAによる貿易研修を実施済み。</li> <li>USAIDのTFIプロジェクトにより、</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の健康と安全を確保するための、標準法、度量衡・認証法、消費者保護法、市場保護法、食品に関する品質と安全に関する法。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>していない。また、政府職員が基準に関する法律についての知識を有しておらず、さらに、証明書の発行料を公表していない。</li> <li>ほとんどの企業家が年1度以上証明書を申請しなければならぬ。</li> <li>基準や証明書を受ける企業の半数以上はそれらに関する情報を満足に得られていない。</li> <li>認証を受けるための書類が多く、価格も高い。</li> <li>認証手続きに時間がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AgencyがINCSLに加盟することを支援。</li> <li>中央アジア度量衡・認証・標準化協力のための合意文書に署名。</li> <li>ITコーディネーター (Information Technology Coordinator: ITC) の協力により、危害分析重要管理点 (Hazard Analysis Critical Control Point: HACCP) のワークショップに参加。</li> </ul>
インフラ (IT、通信、電気、交通等)			<ul style="list-style-type: none"> <li>ウズベキスタンとカザフスタンの道路には多くのチェックポイントがあり、キルギス共和国とタジキスタンの商品がロシアに届くまでに、多くのコストと時間がかかっている。道路の状態も悪い。</li> <li>空輸はタジク航空が独占しており、価格が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スイスの国際道路組合の支援により、タジキスタンとウズベキスタンで、運送業者組合の強化が行われており、積荷の検査の排除といった税関システムの改善に取り組んでいる。</li> </ul>
汚職排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年2月の大統領令により、交通警察の数を50%に減らした。</li> <li>2004年末に検察庁にUnit of Anticorruption (7~8人の組織) が設立された。</li> <li>歳入省によると、過去3年間で1,800名の職員が汚職により解雇されたという。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際市場につながる道路に、平均して20kmおきにチェックポイントがあつて、通過の手数料を支払うこととなつていた。</li> <li>2002年の Business Environment and Enterprise Performance Surveyによると、調査対象の35%の会社が賄賂を頻繁に払っているという。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務調査、罰金の査定、罰金の徴収などを一人の税務官がやっていることから、汚職が生まれやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年から UNDPにより Anti-Corruptionプログラムが実施されており、Unit of AnticorruptionをC/Pとしてトレーニング、啓蒙・広報、汚職の実態と原因を分析するアンケート調査を実施 (2005年12月完成予定)。その後、汚職撲滅のための行動計画策定、議会による汚職監視メカニズムを含めた汚職撲滅白書を2006年中に完成予定。</li> </ul>
土地所有、リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>1996年12月 "Land Code"</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>高額な土地税。</li> <li>土地は国家の所有であり、土地の使用権のみ譲渡可能。</li> <li>土地利用権の証明書の発行手続きが遅れており、土地利用権の流動化が阻害されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特質関係図 (Attribute Relationship Diagram: ARD) / 秩父商工会議所 (Chichibu Chamber of Commerce and Industry: CHICCI) による「市場経済における法的インフラ」プロジェクトにより、土地利用権の確保及び土地市場の創設を支援。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
ビジネス環境				<ul style="list-style-type: none"> <li>食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization : FAO) による土地改革のモニタリング</li> </ul>
投資促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1997年12月“Labor Code”によると、タジキスタン人の労働者の比率は70%以上と規定されている。</li> <li>最低賃金は、2001年11月Law “On Increasing the Minimum Monthly Wage Amounts &amp; Current Base Salaries of Budget-Financed Organizations &amp; On Measures Aimed at Increased Social Protection for the Most Vulnerable Strata of the Population” により規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金の引き上げ。</li> <li>国民の福祉の向上。</li> <li>労働者の権利と利益の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低い給与レベル。</li> <li>労働法の適用が守られていない。</li> <li>労働者の国外流出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILOの、人間の移動と強制労働に関するプロジェクトにより、労働者の海外流出問題への解決策の提案と、移住者に対する意識の改革が行われている。</li> </ul>
投資関連法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>Law on Franchise</li> <li>Law on Investments</li> <li>2002年12月Law on “Foreign Investment”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フランチャイズやリース市場は未成熟である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い金利及びリース対象となる機材が少ない。</li> <li>フランチャイズのためのノウハウが蓄積されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDの “Trade Facilitation and Investment Activity” による、外国投資法への提言、貿易・投資・ビジネス環境に関する官僚主義の排除のための提言。</li> </ul>
投資特恵	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年4月Law “On Free Economic Zones in Tajikistan”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易区の設置による地域間貿易の活発化。</li> </ul>		
FDI促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年11月に制定された新租税法、新関税法。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JVに対して以下の特典が与えられる。</li> <li>50万USドル以下の投資 - 2年間の法人税免除。</li> <li>200万USドル以下 - 3年間の法人税免除。</li> <li>500万USドル以下 - 4年間の法人税免除。</li> <li>500万USドル以上 - 5年間の法人税免除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務調査官による度重なる税務調査。</li> </ul>	
データベース	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計庁。</li> <li>国家貿易開発センター。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業に関する公式データの欠如。</li> </ul>	
統計	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国投資に関する統計は存在する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国投資、JV等に関する統計は古くて、信頼性が低い。</li> </ul>	
SME振興政策・法	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002年5月Law “On State Support &amp; Protection of Entrepreneurship in Tajikistan”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業家の権利と法的利益を守る。</li> <li>企業家促進のための法整備。</li> <li>企業家の経済活動の促進。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>State Agency for Anti-Monopoly Policy and Support of Entrepreneurshipが企業家支援戦略を策定中 (2005年9月発表予定)。</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>Government Decree "On Conception of Entrepreneurship Promotion in Tajikistan till 2015" 予算規模は5億ドルで、60%はドナーの支援に期待。具体的なSME振興策については、各省庁が計画を作ることとなっている。</li> <li>2002年12月ドゥシャンベ市の決定 "On Programme of Support and Promotion of Entrepreneurship in Dushanbe in 2003-2005."</li> <li>State Agency for Anti-Monopoly Policy and Support of Entrepreneurship より、SME振興部門がMinistry of Economy and Tradeに移動される、との話がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業家の育成。</li> <li>登記手続きの簡素化。</li> <li>企業家に対する財政支援。</li> <li>企業家に対する融資の実施。</li> <li>企業家支援インフラ整備(企業家支援センター、インキュベーター)。</li> <li>ドゥシャンベにおけるビジネス開発センター4か所の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政措置の欠如。</li> </ul>	
SME振興に係る省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001年2月の決定 "State Agency for Anti-Monopoly Policy and Support of Entrepreneurship"</li> <li>企業家支援のための地方センターの創設推進。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEの3分の2は当該組織の名前や活動について知らない。</li> </ul>	
SME融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002年5月Law "On State Support &amp; Protection of Entrepreneurship in Tajikistan"</li> <li>Government Decree "On Conception of Entrepreneurship Promotion in Tajikistan till 2015"</li> <li>2001年下半年より、最高1.5万ソムニ、年利10%、返済期間1年の直接融資(3年間で合計100万ソムニ)融資済み。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの銀行融資は短期で高金利である。一方、2003年のInternational Crisis Group報告書によれば、ドナーによるマイクロクレジットは都市の企業には小さすぎたことであった。</li> <li>SMEの82%は銀行口座をもっていない。融資を受けたいSMEの3%しか実際に融資を受けていない。</li> <li>銀行の職員に対して融資額の12%相当の謝金を強要されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAID/EBRDとの連携によるMicro and Small Enterprise Finance Facilityを通じて、民間銀行のトレーニングの実施。</li> <li>EBRDのEntrepreneurship Development -民間銀行を通じて、零細・小企業への融資の実施。</li> <li>WBによるBanking and Private Sector Support</li> <li>IFCによる金融セクター、零細企業・SME支援、アグロビジネス支援。</li> </ul>
マイクロクレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年5月マイクロファイナンス法制定。</li> <li>融資希望の会社のうち、5%は組合から、13%はNGOからマイクロファイナンスを受けている。</li> <li>4つのマイクロクレジット機関 (Humo, Hakik, Imon, Borshud) が存在する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ドナーの支援に依存している。</li> <li>原資が限られている。</li> <li>融資の利用先がFungibleである。</li> <li>短期である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EBRD、USAID、SECO、EU協調による1000万USドルのマイクロファイナンス及びそれぞれに伴う銀行職員のトレーニング。ほとんどが商業・貿易で、一部が家内工業・食品加工。</li> <li>アガ・カーン・グループ、KfW、IFC</li> </ul>

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興				出資によるFirst Micro Finance Bankが設立されている。 ・ WB による Regional Study on Microfinance ・ GTZによる小企業向けクレジットプログラム ・ IFMFIスタッフのトレーニング。
保証			・ 保証機関は存在しない。	・ USAID による Small Enterprise Assistance Fund (優良企業への資本投資)、株式会社市場の拡大を目的とした企業統治向上のための支援。
出資			・ SMEに対する出資は行われていない。	・ SECO による Regional Swiss-IFC Central Asia Private Enterprise Partnership-中央アジアにおけるリース産業の調査、トレーニングの実施。
リース	・ 2003年4月Law "On Financial Leasing" 制定。さらに、リースを促進する税制の導入について検討中。	・ ファイナンスレッシングに法的根拠を与える。 ・ SMEに対する投資を可能とする。	・ 大規模な機材のリースは不可能。 ・ リースを熟知・実施する企業がほとんどない。	
ベンチャーキャピタル			・ ベンチャーキャピタルは存在しない。	
データベース			・ SMEに関するデータベースは存在しない。	
市場開拓	・ 2005年6月ドゥシャンベ市の決定 "On Additional Measures of SME support and Development" による、企業リサーチセンターの創設。	・ ビジネスプラン作成の支援。 ・ SMEのデータベースの作成。	・ 市場の情報に農民に伝わらず、需要と供給がアンバランスになることが多い。	・ USAIDのAgri Fin Plusプロジェクトにおいて、トマトやイチゴのValue Chainの強化を行っている。 ・ IFCは北部におけるモデルDekhkan Farmの設立、トマト・乳製品のSupply Chainプロジェクトを検討中。
R&D支援	・ National Patent and Information Centerの設立案。	・ 著作権、知的財産権の保護。 ・ 新規アイデアやダイナミックな活動の促進。 ・ ビジネス振興のためのリサーチの実施。	・ SMEによるR&Dの動きはほとんどない。	
インキュベータ	・ ドゥシャンベにおいてインキュベータに関する計画が立案されたことがある。		・ インキュベータは存在しない。	
企業組合	・ Laws "On Public Associations", "On Chamber of Commerce and Industry" ・ Association on Support and Development of	・ SMEの発展のための支援。 ・ ビジネスコースなどの実施プログラムの促進。	・ 政策決定者に対してはインフォーマルなネットワークにもかかわらず、統一した意見を送ることができず長期的持続性が無い。	・ USAIDによる、企業協会の強化及び政府への働きかけを通じたビジネス環境の改善。

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決されうる問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME振興	<p>Business, Association on Development of Small and Medium Businesses, Association of International Carriersなどが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業家フォーラムを組織し、政府職員と企業家との会議開催。</li> <li>National Association of SME (100社が加盟、独立採算)、Chamber of Commerce and Industry、Dekhkan Farmers' Associationがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEに対するコンサルティングサービスの提供。</li> <li>SMEの利益拡大のためのロボピー活動の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>81%のSME、94%の個人事業主が企業組合のメンバーに入っていない一方、多くの企業は、法的アドバイスや利益保護のために組合にファイアーを払ってもよいと考えている。</li> <li>ドナーの支援に依存している。</li> </ul>	
SME優遇税制	<p>Law "On Simplified Taxation Scheme" が従業員14人以下のSMEに対して適用される。内容は、①粗収入から(人件費を除く)管理費を引いたものを対象とする、②VATの対象外の企業を対象とする、③税率12%、④法人税及び所得税免除であるが、法人最低収益税は適用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱税の回避。</li> <li>国家収入の増加。</li> </ul>		
ビジネス・サービス・アドバイザー			<ul style="list-style-type: none"> <li>国内でのコンサルティング需要が少ないことから、能力のあるコンサルタントは国外へ流出してしまう(EBRD)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SECOのSEAF Central Asia Small Enterprise Fundにより、SMEに対する金融サービス(融資、投資、リース)、ビジネスサポート、アドバイザリーサービスの提供。</li> <li>USAIDの国際公認会計士制度支援。</li> <li>USAIDのEnterprise Development Projectにより、100社程度に企業戦略のコンサルティングを行っている。</li> </ul>
SME人材育成	<p>2004年12月Government Decree "On Conception of Entrepreneurship Promotion in Tajikistan till 2015"</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMEの人材育成のために、トレーニングや再教育を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政措置の欠如。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>National Association of SMEが、ILO、UNDP、GTZの資金により、ビジネス研修の教師育成、研修コースの実施を行っている。</li> <li>Centre for Support and Development of Business of Dushanbe Cityは、法律相談、短期トレーニング・セミナー、新会計制度対応への企業支援などを行っている。</li> </ul>
大学によるビジネスコース	<p>2004年Law "On Education"</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>財政措置の欠如。</li> <li>MBAコースを提供する大学がない。</li> </ul>	

	(a) 近年採択された、あるいは採択されつつある、主要な政策・法律・プログラム・アクション	(b) (a)によって達成される目的ないしは、解決される問題	(c) 民間企業の観点から、現在残されている問題	(d) (a)や(c)に対するドナーの支援
SME人材育成	職業訓練校		<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練校は時代のニーズに合致したカリキュラムを作っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>USAIDがコミュニティー開発の一環として、収入創出及び雇用創出を目的とした職業訓練プロジェクトを実施。</li> <li>国際海事機関 (International Migration Organization : IMO) が2つの村において、マイクログレジット及びビジネス訓練を予定している。</li> </ul>
貿易促進	貿易促進組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家貿易開発センターの設立案。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出志向の企業や個人に対する情報やトレーニングの提供。</li> <li>輸出振興のためのITの提供。</li> <li>国際貿易に関する情報提供。</li> <li>市場調査の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SECO、国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD)、ITCの支援により、National Trade Development Centerとして、セクター開発戦略の作成、技術支援、国際フェアへの参加促進、輸出戦略の作成、タジキスタン企業の名簿作成、コンタクト先の確立などを行っている。</li> </ul>
融資・保証		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の商品に関しては、輸出する際に100%の前払い金を受けなければならず、輸出が著しく阻害されていた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>EBRDのTrade Facilitation Programmeにより、民間企業の国際市場へのアクセス支援のため、輸出入業者に対して銀行がLetter of Creditsを出す際に保証する。</li> </ul>



### 2-5-3 我が国の支援の方向性に対する提言

- ・国際機関や二国間ドナーによるこれまでの支援を背景に、政府はビジネス環境を改善するための行政改革を行う意識を有し、ビジネスに関する法制度の整備が進んでいるものの、行政の末端レベルにおいて徴税や検査業務を実施する職員の意識・能力については、向上が伴われていない。したがって、徴税や検査に係る細則の整備状況を確認しつつ、行政官の能力・意識の強化のための、国内外における研修事業を行う（徴税官に対する会計学研修等）。
- ・会社の登記手続きのワンストップシヨップ化にむけての努力が行われているが、司法省、税務当局、統計局、社会基金の関係を調整するための具体的な実施細則を制定するには至っていない。したがって、登記手続きのワンストップシヨップ化を実現するための技術協力プロジェクトを実施する。
- ・タジキスタンにおいて農産物は豊富にあるものの、生産者から食品加工工場・輸出業者・最終消費者までの流通ルート・情報が整備されていないことから、農業のポテンシャルが十分に活かされていない。したがって、特定の農畜産物のサプライチェーンを分析し、生産者の組織化、営農・一次加工方法の改善、流通経路の効率化、選別・パッケージ方法の向上、市場情報の提供といった活動を行う技術協力プロジェクトを実施する。
- ・タジキスタン国内の労働市場の需要と供給をレビューし、どの分野でどの程度の労働者が不足しているか把握したうえで、国内で求められている熟練労働者を育成するための職業訓練を実施する技術協力プロジェクトを行う。